

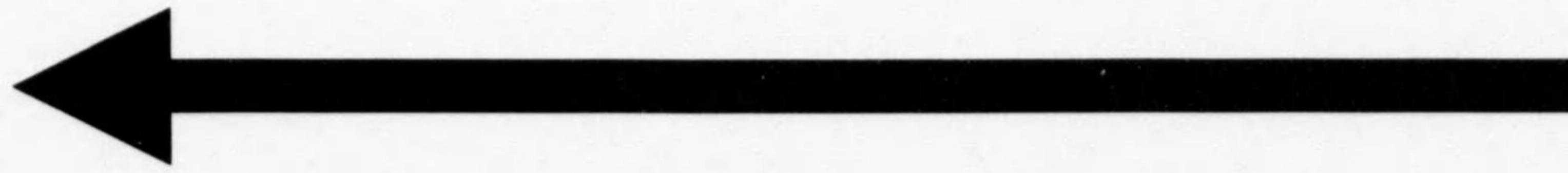
64-254



1200501278120



始





木石齋
孝允文書
第六



64-254

木戸孝允文書第六

自明治八年一月
至同 九年五月

目次

卷十五 明治八年

- 一 渡邊嵩藏宛書翰 明治八年一月一日
- 二 河瀬眞孝宛書翰 明治八年一月二日
- 三 伊勢華宛書翰 明治八年一月四日
- 四 名井九郎宛書翰 明治八年一月五日
- 五 吉田右一宛書翰 明治八年一月六日
- 六 杉孫七郎宛書翰 明治八年一月六日
- 七 伊藤博文宛書翰 明治八年一月六日
- 八 大久保利通宛書翰 明治八年一月九日

目次

一五 四二 九八 六二 一四



目次

九	黒田清隆宛書翰	明治八年一月十日	一六
一〇	横村正直宛書翰	明治八年一月十日	一七
一一	伊藤博文宛書翰	明治八年一月十一日	一八
一二	伊藤博文宛書翰	明治八年一月十二日	二〇
一三	吉田右一宛書翰	明治八年一月十九日	二一
一四	木梨信一宛書翰	明治八年一月廿日	二四
一五	伊藤博文宛書翰	明治八年一月廿八日	二五
一六	吉富簡一宛書翰	明治八年一月三十一日	二六
一七	吉田右一宛書翰	明治八年二月二日	二七
一八	伊藤博文宛書翰	明治八年二月三日	二九
一九	加賀井家宛書翰	明治八年二月四日	三〇
二〇	大久保利通宛書翰	明治八年二月六日	三〇
二一	佐久間正臣宛書翰	明治八年二月七日	三一

二二	伊藤博文宛書翰	明治八年二月九日	三二
二三	横村正直宛書翰	明治八年二月十一日	三二
二四	河瀬眞孝宛書翰	明治八年二月十二日	三三
二五	杉孫七郎宛書翰	明治八年二月十三日	三四
二六	木梨信一宛書翰	明治八年二月十三日	三五
二七	大久保利通宛書翰	明治八年二月十五日	三八
二八	横村正直宛書翰	明治八年二月十八日	四〇
二九	横村正直宛書翰	明治八年二月廿日	四〇
三〇	木梨信一宛書翰	明治八年二月廿二日	四四
三一	横村正直宛書翰	明治八年二月廿八日	四五
三二	森寺常德宛書翰	明治八年二月廿八日	四六
三三	伊藤博文宛書翰	明治八年三月二日	四七
三四	井上馨宛書翰	明治八年三月二日	四八

目次

目次

三五 伊藤博文宛書翰 明治八年三月三日
 三六 井上馨宛書翰 明治八年三月三日
 三七 杉孫七郎宛書翰 明治八年三月五日
 三八 井上馨宛書翰 明治八年三月七日
 三九 横村正直宛書翰 明治八年三月八日
 四〇 井上馨宛書翰 明治八年三月九日
 四一 伊藤博文宛書翰 明治八年三月九日
 四二 大久保利通宛書翰 明治八年三月九日
 四三 伊藤博文宛書翰 明治八年三月十一日
 四四 伊勢華宛書翰 明治八年三月十一日
 四五 内海忠勝宛書翰 明治八年三月十二日
 四六 井上馨宛書翰 明治八年三月十三日
 四七 伊藤博文宛書翰 明治八年三月十四日

四

四九
五〇
五一
五二
五四
五七
五八
五九
五九
六一
六三
六五
六六

四八 井上馨宛書翰 明治八年三月十五日
 四九 井上馨宛書翰 明治八年三月十六日
 五〇 吉富簡一宛書翰 明治八年三月十七日
 五一 内海忠勝宛書翰 明治八年三月十八日
 五二 河瀬眞孝宛書翰 明治八年三月十八日
 五三 吉田右一宛書翰 明治八年三月十九日
 五四 中井弘宛書翰 明治八年三月廿一日
 五五 杉孫七郎宛書翰 明治八年三月廿二日
 五六 井上馨宛書翰 明治八年三月廿五日
 五七 横村正直宛書翰 明治八年三月廿六日
 五八 井上馨宛書翰 明治八年三月廿八日
 五九 伊藤博文宛書翰 明治八年三月廿八日
 六〇 伊藤博文宛書翰 明治八年三月廿九日

目次

五

六七
六九
七〇
七三
七四
七五
七七
七九
八〇
八一
八二
八三
八三
八三

六一	井上馨宛書翰	明治八年三月廿九日	八四
六二	吉田右一宛書翰	明治八年三月三十日	八五
六三	伊藤博文宛書翰	明治八年三月三十日	八七
六四	伊藤博文宛書翰	明治八年三月三十一日	八八
六五	伊藤博文宛書翰	明治八年三月三十一日	八九
六六	田中不二麿宛書翰	明治八年四月五日	九〇
六七	大久保利通宛書翰	明治八年四月九日	九一
六八	伊藤博文宛書翰	明治八年四月九日	九二
六九	横村正直宛書翰	明治八年四月九日	九四
七〇	井上馨宛書翰	明治八年四月十日	九六
七一	杉孫七郎宛書翰	明治八年四月十二日	九七
七二	伊藤博文宛書翰	明治八年四月十三日	九八
七三	川路利良宛書翰	明治八年四月十四日	九九

七四	伊藤博文宛書翰	明治八年四月十四日	一〇〇
七五	伊藤博文宛書翰	明治八年四月十五日	一〇一
七六	田中光顯宛書翰	明治八年四月十七日	一〇二
七七	川路利良宛書翰	明治八年四月十七日	一〇二
七八	森寺常德宛書翰	明治八年四月十八日	一〇四
七九	井上馨宛書翰	明治八年四月十八日	一〇四
八〇	青木周藏品川彌二郎宛書翰	明治八年四月十九日	一〇五
八一	中村弘毅宛書翰	明治八年四月廿一日	一〇八
八二	片山喜八宛書翰	明治八年四月廿一日	一〇八
八三	横村正直宛書翰	明治八年四月廿四日	一〇九
八四	井上馨宛書翰	明治八年四月廿四日	一一〇
八五	井上馨宛書翰	明治八年四月廿四日	一一一
八六	井上馨宛書翰	明治八年四月廿九日	一一三

八七 井上馨宛書翰 明治八年四月カ
 八八 井上馨宛書翰 明治八年四月頃
 八九 内海忠勝宛書翰 明治八年五月一日
 九〇 吉田右一宛書翰 明治八年五月一日
 九一 井上馨宛書翰 明治八年五月一日
 九二 森寺常德宛書翰 明治八年五月二日
 九三 青木周藏宛書翰 明治八年五月三日
 九四 伊藤博文宛書翰 明治八年五月五日
 九五 伊藤博文宛書翰 明治八年五月五日
 九六 内海忠勝宛書翰 明治八年五月六日
 九七 榎村正直宛書翰 明治八年五月六日
 九八 井上馨宛書翰 明治八年五月六日
 九九 井上馨宛書翰 明治八年五月六日

一一三
一一五
一一六
一一七
一一九
一二〇
一二一
一二四
一二四
一二五
一二七
一二九
一三一

一〇〇 井上馨宛書翰 明治八年五月廿四日
 一〇一 宍戸璣・同夫人に贈れる書 明治八年五月廿五日
 一〇二 井上馨宛書翰 明治八年五月廿五日
 一〇三 山田顯義宛書翰 明治八年五月廿六日
 一〇四 井上馨宛書翰 明治八年五月廿七日
 一〇五 吉富簡一宛書翰 明治八年五月廿八日
 一〇六 井上馨宛書翰 明治八年六月五日
 一〇七 井上馨宛書翰 明治八年六月七日
 一〇八 尾崎三良宛書翰 明治八年六月七日
 一〇九 井上馨宛書翰 明治八年六月七日
 一一〇 大久保利通宛書翰 明治八年六月八日
 一一一 大久保利通宛書翰 明治八年六月九日
 一二二 井上馨宛書翰 明治八年六月十日

一三二
一三四
一三五
一三六
一三六
一三七
一三九
一四一
一四一
一四二
一四三
一四四
一四五

一一三	井上馨宛書翰	明治八年六月十六日	一四五
一一四	田中不二麿宛書翰	明治八年六月十七日	一四六
一一五	井上馨宛書翰	明治八年六月十八日	一四七
一一六	伊藤博文宛書翰	明治八年六月十九日	一四八
一一七	大久保利通宛書翰	明治八年六月廿日	一四八
一一八	大久保利通宛書翰	明治八年六月廿日	一四九
一一九	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿二日	一五〇
一二〇	吉富簡一宛書翰	明治八年六月廿二日	一五一
一二一	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿三日	一五三
一二二	井上馨宛書翰	明治八年六月廿四日	一五四
一二三	井上馨宛書翰	明治八年六月廿五日	一五五
一二四	井上馨宛書翰	明治八年六月廿五日	一五六
一二五	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿五日	一五七

一二六	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿五日	一六〇
一二七	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿五日	一六一
一二八	石井省一郎宛書翰	明治八年六月廿五日	一六二
一二九	石井省一郎宛書翰	明治八年六月廿五日	一六二
一三〇	石井省一郎宛短翰	明治八年六月廿七日	一六三
一三一	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿七日	一六三
一三二	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿七日	一六四
一三三	伊藤博文宛書翰	明治八年六月廿八日	一六六
一三四	吉富簡一宛書翰	明治八年六月廿八日	一六七
一三五	井上馨宛書翰	明治八年七月四日	一六九
一三六	伊藤博文宛書翰	明治八年七月四日	一七〇
一三七	伊藤博文宛書翰	明治八年七月六日	一七一
一三八	伊藤博文宛書翰	明治八年七月八日	一七一

一三九	伊藤博文宛書翰	明治八年七月八日	一七二
一四〇	伊藤博文宛書翰	明治八年七月九日	一七三
一四一	吉田右一宛書翰	明治八年七月九日	一七四
一四二	伊藤博文宛書翰	明治八年七月十日	一七五
一四三	吉富簡一宛書翰	明治八年七月十二日	一七五
一四四	伊藤博文宛書翰	明治八年七月十四日	一七七
一四五	伊藤博文宛書翰	明治八年七月十五日	一七八
一四六	伊藤博文宛書翰	明治八年七月十五日	一七九
一四七	伊藤博文宛書翰	明治八年七月十六日	一八一
一四八	陸奥宗光宛書翰	明治八年七月十九日	一八二
一四九	木梨信一宛書翰	明治八年七月十九日	一八三
一五〇	吉田右一宛書翰	明治八年七月十九日	一八四
一五一	吉田右一宛書翰	明治八年七月	一八五

一五二	木梨信一宛書翰	明治八年七月十九日	一八五
一五三	三條實美宛書翰	明治八年七月廿日	一八八
一五四	伊藤博文宛書翰	明治八年七月廿日	一九〇
一五五	青木周藏宛書翰	明治八年七月廿日	一九一
一五六	中井弘宛書翰	明治八年七月廿日	一九三
一五七	伊藤博文宛書翰	明治八年七月廿一日	一九六
一五八	伊藤博文宛書翰	明治八年七月廿一日	一九七
一五九	横村正直宛書翰	明治八年七月廿四日	一九八
一六〇	伊藤博文宛書翰	明治八年七月廿五日	二〇〇
一六一	尾崎三良宛書翰	明治八年七月廿五日	二〇〇
一六二	尾崎三良宛書翰	明治八年七月廿五日	二〇一
一六三	井上馨宛書翰	明治八年七月廿五日	二〇二
一六四	尾崎三良宛書翰	明治八年七月廿七日	二〇三

一六五	尾崎三良宛書翰	明治八年七月廿八日	二〇四
一六六	三條實美宛書翰	明治八年七月廿九日	二〇四
一六七	尾崎三良宛書翰	明治八年七月廿九日	二〇五
一六八	井上馨宛書翰	明治八年七月三十日	二〇六
一六九	井上馨宛書翰	明治八年七月 ^カ	二〇八
一七〇	井上馨宛書翰	明治八年七八月頃	二〇九
一七一	伊藤博文宛書翰	明治八年八月一日	二一〇
一七二	尾崎三良宛書翰	明治八年八月七日	二一一
一七三	大久保利通宛書翰	明治八年八月十七日	二一三
一七四	尾崎三良宛書翰	明治八年八月廿日	二一四
一七五	榎村正直宛書翰	明治八年八月廿四日	二一五
一七六	内海忠勝宛書翰	明治八年八月廿五日	二一八
一七七	木梨信一宛書翰	明治八年八月廿六日	二一九

一七八	吉富簡一宛書翰	明治八年八月廿七日	二二〇
一七九	三條實美宛書翰	明治八年八月廿九日	二二三
一八〇	三條實美宛書翰	明治八年八月三十日	二二五
一八一	井上馨宛書翰	明治八年八月三十日	二二六
一八二	井上馨宛書翰	明治八年八月	二二六
一八三	大久保利通宛書翰	明治八年九月一日	二二八
一八四	杉山孝敏宛書翰	明治八年九月五日	二二八
一八五	榎村正直宛書翰	明治八年九月七日	二二九
一八六	岩間正之宛書翰	明治八年九月十一日	二三〇
一八七	青木周藏宛書翰	明治八年九月十一日	二三一
一八八	伊藤博文宛書翰	明治八年九月十二日	二三四
一八九	伊藤博文宛書翰	明治八年九月十四日	二三五
一九〇	伊藤博文宛書翰	明治八年九月十四日	二三六

目次

一九一	伊藤博文宛書翰	明治八年九月十八日	二三七
一九二	伊藤博文宛書翰	明治八年九月廿日	二三八
一九三	伊藤博文宛書翰	明治八年九月廿三日	二三八
一九四	榎村正直宛書翰	明治八年九月廿四日	二三九
一九五	野村靖宛書翰	明治八年九月廿五日	二四〇
一九六	伊藤博文宛書翰	明治八年九月廿七日	二四一
一九七	伊藤博文宛書翰	明治八年九月廿九日	二四二
一九八	伊藤博文宛書翰	明治八年九月廿九日	二四三
一九九	伊藤博文宛書翰	明治八年九月三十日	二四五
二〇〇	伊藤博文宛書翰	明治八年九月三十日	二四六
二〇一	井上馨宛書翰	明治八年九月	二四六
二〇二	井上馨宛書翰	明治八年十月二日	二四七
二〇三	田中不二麿宛書翰	明治八年十月四日	二四八

二〇四	伊藤博文宛書翰	明治八年十月五日	二四九
二〇五	林友幸宛書翰	明治八年十月五日	二五〇
二〇六	杉孫七郎宛書翰	明治八年十月六日	二五一
二〇七	伊藤博文宛書翰	明治八年十月六日	二五二
二〇八	井上馨宛書翰	明治八年十月六日	二五三
二〇九	伊藤博文宛書翰	明治八年十月八日	二五四
二一〇	小幡高政宛書翰	明治八年十月九日	二五五
二一一	内海忠勝宛書翰	明治八年十月十日	二五六
二一二	井上馨宛書翰	明治八年十月十四日	二五九
二一三	杉山孝敏宛書翰	明治八年十月十四日	二五九
二一四	櫻井直養宛書翰	明治八年十月十七日	二六〇
二一五	伊藤博文宛書翰	明治八年十月十八日	二六〇
二一六	伊藤博文宛書翰	明治八年十月二十日	二六一

目次

二一七	井上馨宛書翰	明治八年十月廿日	二六二
二一八	獨逸代 理公使 □ オンボルレーベン宛書翰	明治八年十月廿日	二六三
二一九	井上馨宛書翰	明治八年十月廿三日	二六四
二二〇	尾崎三良宛書翰	明治八年十月廿三日	二六四
二二一	杉孫七郎宛書翰	明治八年十月廿三日	二六五
二二二	横村正直宛書翰	明治八年十月廿四日	二六五
二二三	杉孫七郎宛書翰	明治八年十月廿五日	二六九
二二四	井上馨宛書翰	明治八年十月廿六日	二七〇
二二五	井上馨宛書翰	明治八年十月廿九日	二七〇
二二六	大久保利通宛書翰	明治八年十月廿九日	二七二
二二七	田中不二麿宛書翰	明治八年十月廿九日	二七三
二二八	横村正直宛書翰	明治八年十月廿九日	二七四
二二九	田中不二麿宛書翰	明治八年十月三十日	二七六

二三〇	杉孫七郎宛書翰	明治八年十月三十日	二七七
二三一	井上馨宛書翰	明治八年十月三十日	二七八
二三二	井上馨宛書翰	明治八年十月三十一日	二七九
二三三	穴戸璣宛書翰	明治八年十一月一日	二八〇
二三四	尾崎三良宛書翰	明治八年十一月二日	二八〇
二三五	山田顯義宛書翰	明治八年十一月七日	二八一
二三六	田中不二麿宛書翰	明治八年十一月七日	二八一
二三七	井上馨宛書翰	明治八年十一月八日	二八二
二三八	寺島宗則宛書翰	明治八年十一月八日	二八六
二三九	福地源一郎宛書翰	明治八年十一月十日	二八七
二四〇	杉孫七郎宛書翰	明治八年十一月十日	二八八
二四一	伊藤博文宛書翰	明治八年十一月十二日	二八九
二四二	野村素介宛書翰	明治八年十一月十二日	二九一

二四三	大久保利通宛書翰	明治八年十一月十五日	二九一
二四四	横村正直宛書翰	明治八年十二月十七日	二九三
二四五	杉山孝敏宛書翰	明治八年十一月十八日	二九四
二四六	青木周藏宛書翰	明治八年十一月廿日	二九五
二四七	伊藤博文宛書翰	明治八年十一月廿二日	二九八
二四八	伊藤博文宛書翰	明治八年十一月廿二日	二九八
二四九	内海忠勝宛書翰	明治八年十一月廿三日	二九九
二五〇	杉孫七郎宛書翰	明治八年十一月廿五日	三〇一
二五一	兒玉愛二郎宛書翰	明治八年十一月廿六日	三〇二
二五二	井上齋治宛書翰	明治八年十一月廿九日	三〇三
二五三	伊藤博文宛書翰	明治八年十一月三十日	三〇四
二五四	中島佐衡宛書翰	明治八年十二月七日	三〇五
二五五	伊藤博文宛書翰	明治八年十二月七日	三〇七

二五六	伊藤博文宛書翰	明治八年十二月十日	三〇八
二五七	吉富簡一宛書翰	明治八年十二月十三日	三〇九
二五八	山田顯義宛書翰	明治八年十二月十三日	三一〇
二五九	岩倉具視宛書翰	明治八年十二月十三日	三一〇
二六〇	青木周藏宛書翰	明治八年十二月十八日	三一〇
二六一	吉富簡一宛書翰	明治八年十二月廿二日	三一四
二六二	横村正直宛書翰	明治八年十二月廿二日	三一六
二六三	伊藤博文宛書翰	明治八年	三一八
二六四	横村正直宛書翰	明治八年	三一八

卷十六 明治九年

一	伊藤博文宛書翰	明治九年一月三日	三二二
二	黒田清隆宛書翰	明治九年一月三日	三二二
三	柏村信宛書翰	明治九年一月三日	三二二

四	伊藤博文宛書翰	明治九年一月五日	三三三
五	伊藤博文宛書翰	明治九年一月五日	三三四
六	青木周藏宛書翰	明治九年一月七日	三三五
七	神鞭知常宛書翰	明治九年一月九日	三二七
八	伊藤博文宛書翰	明治九年一月十二日	三二七
九	柏村信宛書翰	明治九年一月十三日	三二九
一〇	吉富簡一宛書翰	明治九年一月十四日	三三〇
一一	柏村信宛書翰	明治九年一月十五日	三三四
一二	柏村信宛書翰	明治九年一月十五日	三三五
一三	伊藤博文宛書翰	明治九年一月十五日	三三六
一四	三浦芳介宛書翰	明治九年一月十八日	三三七
一五	井上馨宛書翰	明治九年一月十八日	三三九
一六	柏村信宛書翰	明治九年一月十八日	三四〇

一七	吉富簡一宛書翰	明治九年一月十九日	三四一
一八	伊藤博文宛書翰	明治九年一月廿三日	三四二
一九	吉富簡一宛書翰	明治九年一月廿五日	三四三
二〇	横村正直宛書翰	明治九年一月廿六日	三四五
二一	杉孫七郎宛書翰	明治九年一月廿七日	三四九
二二	林勇造宛書翰	明治九年一月三十一日	三五〇
二三	吉田右一宛書翰	明治九年一月	三五三
二四	尾崎三良宛書翰	明治九年二月二日	三五三
二五	三浦芳介宛書翰	明治九年二月七日	三五五
二六	杉孫七郎宛書翰	明治九年二月八日	三五七
二七	土方久元宛書翰	明治九年二月九日	三五八
二八	木梨信一宛書翰	明治九年二月十三日	三五九
二九	土方久元宛書翰	明治九年二月十四日	三六一

三〇	伊藤博文宛書翰	明治九年二月十四日	三六二
三一	杉孫七郎宛書翰	明治九年二月十五日	三六三
三二	伊藤博文宛書翰	明治九年二月十五日	三六三
三三	伊藤博文宛書翰	明治九年二月十八日	三六四
三四	伊藤博文宛書翰	明治九年二月十八日	三六五
三五	伊藤博文宛書翰	明治九年二月十九日	三六五
三六	伊藤博文宛書翰	明治九年二月廿五日	三六六
三七	長三洲宛書翰	明治九年二月廿五日	三六七
三八	大久保利通宛書翰	明治九年二月廿七日	三六八
三九	杉孫七郎宛書翰	明治九年二月廿八日	三六八
四〇	内海忠勝宛書翰	明治九年三月一日	三六九
四一	伊藤博文宛書翰	明治九年三月一日	三七〇
四二	伊藤博文宛書翰	明治九年三月二日	三七〇

四三	伊藤博文宛書翰	明治九年三月二日	三七一
四四	伊勢華宛書翰	明治九年三月四日	三七二
四五	伊藤博文宛書翰	明治九年三月三日	三七五
四六	井上馨宛書翰	明治九年三月四日	三七七
四七	伊藤博文宛書翰	明治九年三月七日	三七九
四八	井上馨宛書翰	明治九年三月十日	三八一
四九	吉富簡一宛書翰	明治九年三月十二日	三八二
五〇	井上馨宛書翰	明治九年三月十五日	三八三
五一	楫取素彦宛書翰	明治九年三月十五日	三八四
五二	伊藤博文宛書翰	明治九年三月十五日	三八四
五三	井上馨宛書翰	明治九年三月十九日	三八五
五四	杉孫七郎宛書翰	明治九年三月廿日	三八六
五五	榎村正直宛書翰	明治九年三月廿一日	三八七

五六	伊藤博文宛書翰	明治九年三月廿三日	三八九
五七	伊藤博文宛書翰	明治九年三月廿四日	三九〇
五八	吉田右一宛書翰	明治九年三月廿四日	三九〇
五九	杉孫七郎宛書翰	明治九年三月廿七日	三九二
六〇	伊藤博文宛書翰	明治九年三月廿九日	三九二
六一	井上馨宛書翰	明治九年四月二日	三九三
六二	楫取素彦宛書翰	明治九年四月二日	三九七
六三	井上馨宛書翰	明治九年四月五日	三九八
六四	佐々木高行宛書翰	明治九年四月八日	三九九
六五	杉孫七郎宛書翰	明治九年四月十日	三九九
六六	山田顯義宛書翰	明治九年四月十三日	四〇〇
六七	榎村正直宛書翰	明治九年四月十五日	四〇二
六八	伊藤博文宛書翰	明治九年四月十七日	四〇三

六九	木梨信一宛書翰	明治九年四月十七日	四〇四
七〇	榎村正直宛書翰	明治九年四月廿一日	四〇五
七一	兒玉愛二郎宛書翰	明治九年四月廿一日	四〇七
七二	伊藤博文宛書翰	明治九年四月廿二日	四〇八
七三	尾崎三良宛書翰	明治九年四月廿五日	四〇九
七四	伊藤博文宛書翰	明治九年四月廿六日	四〇九
七五	青木周藏宛書翰	明治九年四月三十日	四一〇
七六	岩倉具視宛書翰	明治九年五月一日	四一五
七七	尾崎三良宛書翰	明治九年五月三日	四一六
七八	杉孫七郎宛書翰	明治九年五月六日	四一七
七九	品川彌二郎宛書翰	明治九年五月六日	四一八
八〇	三浦芳介宛書翰	明治九年五月七日	四一九
八一	尾崎三良宛書翰	明治九年五月九日	四二〇

八二	尾崎三良宛書翰	明治九年五月十日	四二一
八三	尾崎三良宛書翰	明治九年五月十三日	四二二
八四	岩倉具視宛書翰	明治九年五月十四日	四二二
八五	岩倉具視宛書翰	明治九年五月十五日	四二三
八六	品川彌二郎宛書翰	明治九年五月廿四日	四二四
八七	伊藤博文宛書翰	明治九年五月廿五日	四二五
八八	那珂通高宛書翰	明治九年五月廿五日	四二五
八九	杉孫七郎宛書翰	明治九年五月廿六日	四二六
九〇	杉孫七郎宛書翰	明治九年五月廿六日	四二七
九一	楫取素彦宛書翰	明治九年五月廿六日	四二七
九二	山田顯義宛書翰	明治九年五月三十日	四二八
九三	長三洲宛書翰	明治九年五月三十日	四二九

追加

一	御堀耕助宛書翰	明治二年十一月廿日	四三三
二	大久保利通宛書翰	明治四年二月廿日	四三五
三	林友幸宛書翰	明治七年一月頃	四三五
四	伊藤博文宛書翰	明治七年十月十日	四三七

木戸孝允文書 卷十五 明治八年

目次

三十一

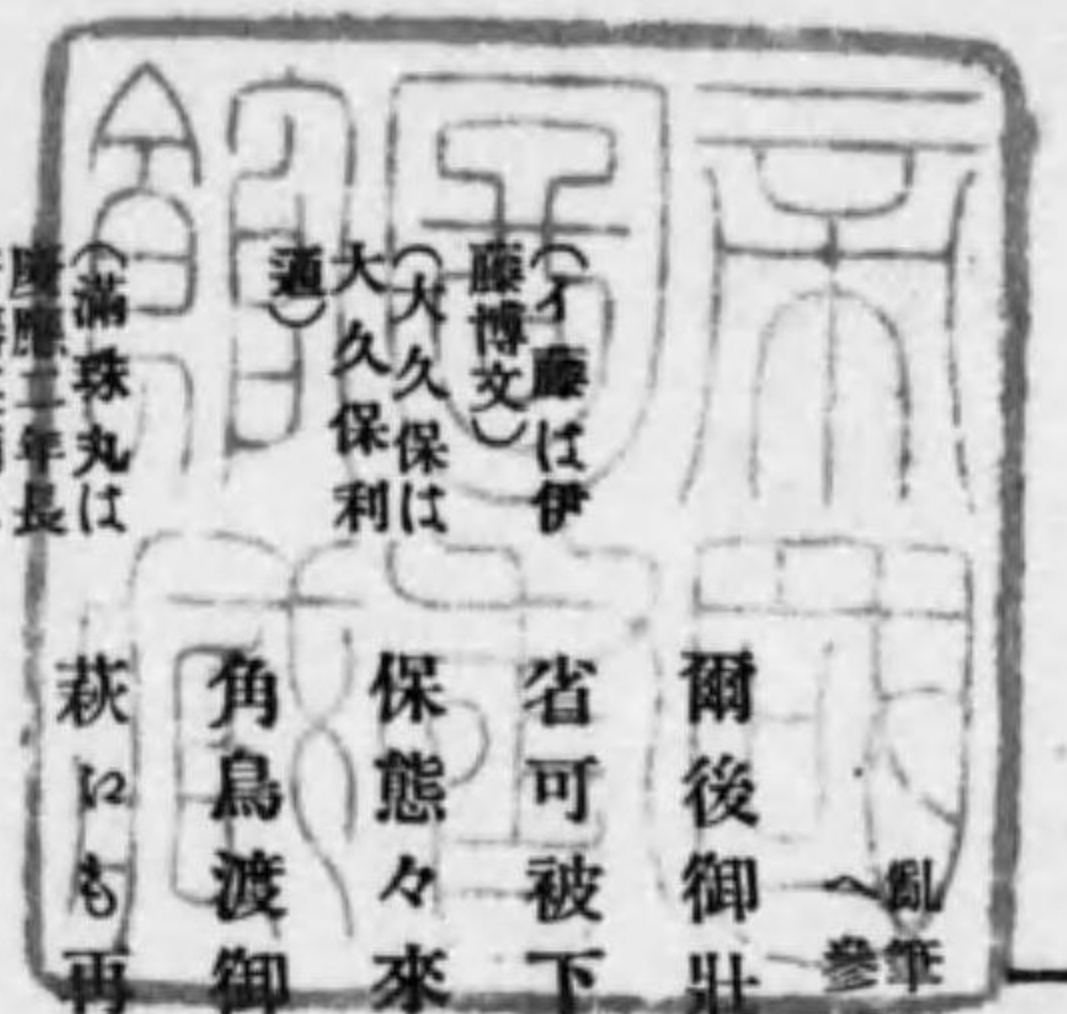


木戸孝允文書 卷十五

木戸孝允文書 卷十五

渡邊蒿藏宛書翰

明治八年一月一日



飛脚船なる
戸内海の
明治四年瀬
汽船にして
府藩英商よ
り購入せる
長
満珠丸は
藤博文は伊
大久保は伊
大久保利
通

爾後御壯康に御奉勤大賀此事に御座候弟も碌々消光罷在申候間乍憚御放
省可被下候さて先達おはイ藤も態々來關其後御沙汰も屢有之此頃は久
保態々來訪之趣申來候に付不日無據上坂いたし候都合に御座候夏已來折
角鳥渡御地にも一游可仕と相樂み居申候處縣内種々之情實にひかれ終に
萩にも再度罷越隨分苦情不少彼是之心配にも困却仕候御推察可被下候于
時先日來萩連中兩三名に而是まで長府人所持之滿珠丸と申候蒸氣船一萬
圓位に而引受候むくろみ有之弟も金論等に付少々被相頼關係御座候處自
然も折角買得之上直に破損候様に而は貧困ものども一層之窮迫に至り候

木戸孝允文書卷十五 (明治八年一月)

(山尾は山尾庸三)

に付初發能々詮儀いたし候様申居候事に御座候然處頃日山尾も來訪老兄へ御願仕候不日滿珠丸長崎に罷越候節得と御吟味を請ひ候方可然との事にも實に御繁多之央申上兼候得共何卒船底及器械釜等御一見被下度奉願候今後三年も且々釜其外等も用立候得は大に可然歟と存申候乍御手數御一見之上御見込之邊い細御一答相願度爲其一書態と申上候草々頓首

一月一日夜

尙々時下別御自愛第一に奉存候以上

清三郎老兄御内披

孝 允

(清三郎は天野清三郎にして後の渡邊藩藏なり)

二 河瀬眞孝宛書翰

明治八年一月二日

亂筆高恕

爾後彌御清安に御揃奉賀候先達來度々御投書相達拜見仕候弟も去六月來歸縣いたし居候に付不便利に一々御答も不得仕不本意至極に御座候福

(福原は福原芳山)

原歸朝之節御直左右も承知いたし安心仕候

一 福原の御貸與之金歸朝上色々勘定いたし見候處直に御返納いたし候事當人も余程困却之よしに付則他に福原のせわいたし老兄の方は返納之都合に取計らはせ申候

此返納金を以御送り物買得差送り候都合に被仰越候得共右之次第に付弟貯金中を以御送り物は買得候不早々送り候様東京留守番へ申聞け置申候福原他に借金之分を受取候様可仕候

一 御給祿之事逐々被仰越候に付則於爰元受取候積りに昨四月頃外務省の申出候處頓に皆々伊太利亞に送り候と申事に如何とも難致當年分は前以爰元におゐて受取可申と存此段先達申越候處各國に派出之公使給金仕法がわりと相成今後は丸々日本に留守には少しも不相立皆々於出先一月いくらと歟申都合に決定いたし候よし付不は當年分も爰元にお取下げ候不柏木之方に相廻し候譯には參り申間敷此段何分儀御一答御願

(柏木は柏木忠後)

(毛利藤内は後の毛利親信)

仕候

一 毛利藤内歸朝御手紙と御送り之指環は慎に落手仕候嘸々御手数と奉存候誠に結構に御座候藤内へは未面會不得仕候間是又御貸與に相成候金之返納方は直々に未承り不申いつれ面會之上早速何と歟承知いたし返納方も催促可仕候

一 支那之一條も先々無事に歸着爲兆民不堪欣躍候世上に於ては費格が不喰合とて種々之議論も不少候得共是は不面白説に於て一旦啓蒙之上はいか程之決局に至り候歟も難被計事により候へは國勢數百年之退をも生じ申候先々無事に於無此上候乍去差引八百萬圓之損失とは相成候由に付今後は何卒政府之諸先生も悔悟謹慎輕舉卒行之惡弊を大に戒しめ沈着不動百年之目的を確立いたし候様注意有之度爲天下後世只々致萬禱申候日本之かゝる貧弱に於八百萬圓之損失は實に不容易事に御座候

一 弟も去六月歸縣後は縣内士族或は人民上之事とて段々のつびきなら

(井上は井上馨)
(大久保は大久保利通)

の情實を以被攻寄其より種々之關係を生し却る多事に苦しみ申候先達イ藤博文内命を以歸縣早々歸京之御沙汰も御座候へ共情實におゐても一朝一夕之事にも無之白顔歸京いたし候様にも難相成乍去一旦及兵端候ときは兎に角各々一分之義務は盡し一日も速に片付不申は國家之前途如何相成り候歟も難計に付山口縣内士族なり舊隊之ものなり願意之ものは引連れ御沙汰次第出發可致と用意候乍然諸縣よりも士族とも徵募之もの不少又々一旦平和に歸し候上害を生し候は實に可歎之至なり是非とも平和に歸し候上は法令に従順し速に解兵無事之時は兵數を減し候事第一と相考へ其盟約等も嚴重にいたし候都合に御座候處先々不至其場重疊と奉存候無事之上は頻に素願相果し度と存詰居其上京攝間保養之事も被差免居候間春暖に至り候は、上坂も可致先去年は於萩城越年可致と奉存候處種々之都合に於井上其外友人ともよりも被促其上大久保山口縣まで參り候と申報知有之縣内に於引受候は些不勝手之都合も御座候間俄に上坂

と相決し四五日前出關出候幸便船次第上坂之積りに御座候

一 逐々新聞等御示し奉多謝候御令聞も至極御盛之よし大に安心いたし申候

一 今日にゐは別に相變り候事も無之頑兒正二郎頼に英國より歸朝可仕之一向左右無之死どもは不致哉と旦暮煩念仕居申候先は爲其如此に御座候時下別御自愛第一に奉存候草々頓首

一月二日

孝 允

眞孝 老兄

(眞孝は河瀬眞孝)

三 伊勢華宛書翰 明治八年一月四日

亂筆高恕

(山尾は山尾庸三)

滿珠艦論も随分危き様被相考へ申候山尾も同船故得と相談仕候尙い細は他日可申上候

(大久保は大久保利通)
(條公は三條實美)

先以御清安奉賀候弟も廿四日に出關仕候へ共少々不快に付終に於馬關越年漸今曉揚碇仕候御放省是願候已に大久保襲來之報知有之手元に引受候ゐは甚困却仕候間早々出陣候段電信を以申越やつと浪華にゐ喰止申候條公よりも逐々得御書候處政府も臺灣一條之損失には随分後悔のよし僥倖にして不及啓疊は舉る祝悦今後は沈着不動徐々着手弟平生之持説に同意など、申様之事も相見へ申候其は兎もあれ眞に政府もなま開化にこり候は、一般之幸福無此上と奉存候左候へは鴨涯に假住仕候とも一入安心之こゝち仕候

(伊藤は伊藤博文)

○例之一條は上坂之上は伊藤へも一書相投じ可申と奉存候間返答次第可申上候餘り同縣人之多きに困りどもは不仕哉と被相察候事も御座候其上東北は注文でなし

○小碓は御違約之由何日歟一層之罰は御免れ被成かたく事と奉存候

○萩城其後之光景如何何卒程克北堂君之御暇を被爲得來月頃ともに御上

坂奉待候先は爲其申上候時下御自愛第一に奉存候草々頓首

一月四日

満珠艦中にて認

小湫 老 臺

松 菊

(小湫は伊勢)

四 名井九郎宛書翰

明治八年一月五日

爾後彌御清安と珍重此事に御座候さては兼御托しに相成候御養子一條於萩城も逐々承り合せ候處眞に安心仕候御世話申上候と申處まで至り兼其中福原五郎殿も歸朝相談もいたし見候處少々氣付も有之最前御仕合之次第も御座候に付此度は何卒往々無疵之目的丈けは無之は不相濟と奉存探索も不圖手間取申候一兩名ころ當りも御座候に付初より之行かりも御座候間一應内海佐畑二氏へも相談し其上入御耳可申と存申候付は於山口此段鳥渡御嘶可申置と存候處切迫之事情出來二日之滯留に

(福原五郎は福原芳山)

(内海は内海忠勝佐畑は佐畑信之)

(御舊主は毛利家の一門毛利元一)

直に出立不得寸暇甚不都合と存居申候定御舊主様にも御待兼旁御案し被成候御事と推察いたし申候得共是又御一家にとり候は重大之御事に付輕卒申上兼候次第に御坐候兼御嘶も申候通豪傑之風之ものを詮議により律義にして往々頼母敷もの方と相考候得共餘りまた迂遠に不は相濟種々に思考を盡し不知々々際取候事に御座候此段御舊主様へも可然御斷御頼申候折角内海佐畑二氏も頻に案じ候由に折々申越候一決次第早々可申上と奉存候先は爲其如此に御座候草々頓首

一月五日艦中にて認

木戸 孝 允

名井 九 郎様内用

五 吉田右一宛書翰

明治八年一月六日

亂筆高恕

一昨四日於三田尻朶雲落掌忙手拜見仕候彌御清安奉賀候弟も昨宵神戸へ

木戸孝允文書卷十五 (明治八年一月)

(大久保は
大久保利
通)

着直に長門屋へ揚り候處大久保當地に待受忽突入甚困却いたし申候支那話其外四面山之談に相別れ申候へ共西京までも同伴いたし候と申事に付ねばり付れ候歟と今より心配此事御座候御降察可被下候

(諫早は諫
早作次郎)

(福原は福
原又市)

(笹川仲は
笹川多仲)

一 御一封中に諫早福原及笹川仲之書狀有之一見仕候何卒此上は謹慎候事申も疎に御座候且又先日入御一覽候盟約書様之もの相示し候處一同も同意之よし付山縣よりも申越候處今一派之佐世連も同意之よしは今後は先一致協和之事第一に實に一小区内におゐて種々之色を分ち居候は往々之爲めに決る無御座候間此上とも一致協和之處吳々も御示諭祈處に御座候兎角不開之處は公然たる議論に自然一派を立るにあらず毛色に別れ候氣味不少丈夫之可耻事と奉存候人之たる所以は條理分明なる地位に臨み候へは敵國と雖とも忽一和いたし候は當然之事に候處其分界を不辨は實に禽獸同様に陥り申候乍此上此主意をも御傳致奉願候正木へは別に書狀出し不申候此段御傳へ可被遣候諫早之事は御書中之如く逐可申上候福原之處時機御見合御處置可被下候

(正木は正
木基介)

(木梨は木
梨信一)

一 老兄及木梨氏へ願置候先收社之借金は賞典米中を以御計らひ被遣候事と奉存候五百圓其前木梨氏心配に拜借いたし候分も返上いたし置候へは大に安心仕候間千萬御手数奉恐入候得共御序之せつ差引勘定御示之程御願仕置申候一應は早々返し置不申は又々差間候節難被頼工合御座候御笑察可被下候

(勝間田は
勝間田稔)

(梶山は梶
山鼎介)

(近藤は近
藤芳樹)

一 協同會社規則書及勝間田氏書狀梶山より落手此度取紛返答不得致候間慎に落手候段御序に勝間田氏御一聲奉願候
一 一日之高詠御示拜唱仕候近來之御名詠實に敬伏仕候出たらめに御答へ可致と少々案じ見候得共中々出兼殘念に奉存候近藤翁へ御逢之節可然奉願候

(忠正公は
毛利敬親)

忠正公御事業中版籍奉還之一條現場之次第翁へ得と相嘶し置申候是は弟も天下之大事元より死生は度外にいたし只々天下後世之大目的を一途に存込盡力いたし候事に付此邊は齟齬不仕様元より疎は有之間敷候得共尙

又此段御傳意御願仕候其次に春は早々上京之事をも御傳へ可被遣候
先は爲其如此に御座候時下御自愛第一に奉存候草々頓首

一月五日六曉

尙々木梨氏兎角不保養々々は病身ものゝくせに而則不保養も一つの病
に御座候へ共此上不保養御座候は命之催促に御座候間時々嚴敷御忠
告祈處に御座候以上

右 一 老 兄 御 内 披

孝 允

(右一は吉田右二)

六 杉孫七郎宛書翰

明治八年一月六日

亂筆高恕

(磯右衛門は原田磯右衛門立墩は杉孫七郎)

十二月十六日之朶雲昨宵神戸着不圖老僕磯右衛門へ面會落掌忙手拜披仕
候先以御清福立墩彌御勉勵之よし奉大賀候且又麴町へ終に一壯屋御奮發
頓に御あたましも被爲濟候由御英氣益不可當と降伏仕候付は北堂君御

令聞様をも不日御引受自ら御城郭は堅固に可相成候得共尖銳之□□鎗は
城壁を穿ち突出必廣街に於て右へ左と烈戦之程想像仕候鴻城之麻花街に
あすら數十度之大勝利後來逐々世上に暴露人々其御事業には驚伏仕候于
時當月頃には西京御越之由窺居候處如何之御都合に御坐候哉自然西京に
あ御面會仕候都合に相成候得は誠に面白かるべくと奉存候昨宵着仕候と
大久保に待受けられ直に突入是には随分困り申候京都まで一處に行との
事にあ例のねばりづよく引ぱり論どもには無之哉と内々按じ居申候御降
察可被下候

(大久保は大久保利通)

○萩城士族ども大に協和論を立先日入御一覽候盟約を以一月に一兩度
も相會し後來之目的を相立候按じもいたし候由乍去中々迂遠に而且其上
到底之所致は實に六つヶ敷候間容易に煽てられもせずいかされもせずと
奉存候巨細之事は拜話ならでは難盡奉存候先は任幸便一左右申上候其中
御自愛第一に奉存候草々頓首

一月六日曉

尙々豚兒歸朝可仕之處一向音信も何も無御坐候日夜按じ居候何歟御聞
及ども御坐候は、御洩らし奉願候拜

笠 塚 老 兄内密御直披

松 菊 生

野村山田穴戸其外へ可然奉願候

七 伊藤博文宛書翰

明治八年一月六日

亂筆高恕

先以御清福奉賀候拙子漸昨宵神戸へ着いたし申候處大久保氏直に來訪支
那之話四面山雜談に、相別れ申候西京までも同行云々之噂御坐候に付緩
々何も承り候事と存申候乍去無理引ばりは無之歟と内々心配仕居申候出
立候まで縣内も至極靜謐士族とも徐々奮發之様子木梨吉田より三田尻申
越候乍去例之風俗容易には難信候到底之處中々六つヶ敷御坐候間めつた

(大久保は
大久保利
通)

(木梨は木
梨信一)
(吉田は吉
田右一)

(豚兒は木
戸正次郎)

(笠塚は杉
孫七郎)

(野村は野
村素介)

(山田は山
田顯義)

(穴戸は穴
戸巖)

にかされもいたし不申候

(豚兒は木
戸正次郎)

豚兒頓に歸朝可致之處一向音信も無之如何哉と甚懸念いたし申候一電信
様子相尋ね度奉存候自然留守番之ものより御相談申出候は、可然御下命
可被下候御願仕候先は爲其如此御坐候草々頓首

一月六日曉

孝 允

(芳楳は伊
藤博文)

芳 楳 様御内々

八 大久保利通宛書翰

明治八年一月九日

亂筆高恕

先以御清適奉大賀候昨日は緩々窺御高話尙不肖之拙弟までも不被爲捨不
一形蒙御示諭實に奉感銘候然處拙弟丈け之心事も有之相應苦心罷在候も
亦一朝一夕に無之依る恐縮至極に奉存候得とも直ちに御答申上候事も出
來兼百端苦慮仕候末豈圖黒田君へ御面會申上直に黒田君へ十年前之御知

(黒田は黒
田清隆)

木戸孝九文書卷十五 (明治八年一月)

十五

已に心事を一端をも吐露仕老臺へも御託可申上と奉存竊に御依頼仕候
際黒田君に亦彌以御信用をかき候と心中分明に覺悟仕候邊も有之於于此
所願之道絶へ不堪泣涕之至候へ共此段御憐察被成下御見限り玉わり候様
偏に奉萬謝候實は早々伺候仕候此段縷述可申上筈に御坐候得共此曉不
快にも有之不得止不敬相働申候間何卒御容赦被成下不惡御汲分奉千祈萬
禱候草々頓首敬白

一月九日曉

孝 允

甲東盟臺坐下御内密

(甲東は大久保利通)

九 黒田清隆宛書翰

明治八年一月十日

亂筆高恕

朶雲拜見仕候先以 御清剛奉賀候さては度々御光來被成下候由之處いつ
も外出中に不敬仕候實は頃日頭痛に同國之ものともにも面會仕候に

困苦仕候間今日は東西明日は南北と逃げあるき申候右之仕合に付此程は
拜謁仕候にも心事混亂に御嘶申上候事も出來不申依不只管御了簡を奉
願候付偏に御容赦奉仰候少も氣色復し候は、是より登門拜謁御願可申上
候草々頓首奉復

一月十日夜

木 戸

黒 田 様拜復

(黒田は黒田清隆)

一〇 横村正直宛書翰

明治八年一月十日

朶雲拜見仕候先以御清適奉賀候さては逐々御傳言被成下且又此程は別に
御手翰をも御示萬謝此事に御坐候弟上京も未日限決定不仕候に付はきと
申上兼此段一昨日北條へ傳言仕申上吳候様相托し置申候于時不平徒云々
い曲承知仕候乍此上御探索被成自然も世上之妨害を生し候は、先着御所
致無之は不相成事と奉存候爾他種々之黨類有之候由口實は異同も御坐

(北條は北條大兵衛)

木戸孝允文書卷十五 (明治八年一月)

十七

(大久保は
大久保利
通)

候へ共不平より起り候處は皆同一に歸し申候間兎角人民之不幸を僥倖に私思を果し候趣向に落ち申候大久保も神戸に待合せ居上坂後も兩三度面會いたし申候むやみに引ばられ候には實に困却何卒此度は素志相果度と頻に希望仕居候事に御坐候先は一應之御答まで如此に御坐候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

一月十日

尙々山口縣内も至極靜謐滯縣中も隨分多事士族等も凡方向も一定し此上は何卒徐々授産之事に着手有之度と奉存居候事に御座候以上

正直老兄御内披

孝允

(正直は横
村正直)

一一 伊藤博文宛書翰 明治八年一月十一日

亂筆御推讀可被下候

別紙相認置候後十二月廿五日之御沙汰書に來る一月歸京可致との御事

に御坐候然處於京攝間保養之義は兼而御許容にも相成居漸今月六日上坂いたし候様之仕合支那一條等も及爭端候以上は元より一日も速に平和之處に歸着いたし候様各其分は必至に相盡し不申は不相成次第に付先達而御歸縣之節も縷々御嘶申置候次第乍去已に今日歸平和候上は最前之次第も有之白顔歸京仕候様にも難相成實に一日も素餐に而消光仕候は難安次第に付屢歎願候も相運兼不得止京攝間之出保養も相願候仕合如此押めきに蒙御沙汰候も當惑至極再歸縣仕候外いたし方も無之次第其上不快も未平癒不仕候に付いづれ幾度も歎願仕素願御許容に相成候上は東京之始末旁四月頃暖氣にも相成候は、出京可致と奉存居候事に御坐候實に一月中なと、は痛入候仕合身之毛もよたち候様覺へ申候其上小生歸朝以來も何一つ御役に立候様覺へ候事も無之多少建言仕候事も少しも貫徹いたし不申小生も元より非常之節は一己之分丈けは精々相盡し不申は不相濟事と兼而落着仕居候得共朝廷上無用之長物と相成候は實に赦顔之仕

合に不堪愧耻候右之通有體之次第に委細御承知之通なり其上不快にも御坐候に付不日御断可申出と奉存候間何卒可然御取成是非々々素願成就仕候様奉百願候草々頓首

十一日夜

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

一二 伊藤博文宛書翰

明治八年一月十二日

彌御清安奉賀候さて頃日一書相呈候後大久保にも一兩度面會いたし候處種々之情實も承知いたし候得共必竟一同歸京可致云々に御坐候然處小生も不得止之次第一朝一夕之行かゝりにあも無之且近來廟堂上おゐて少しも御用に立候と相考候事も無之盡迂論に屬し管見は中々貫徹不仕其上近來腦痛に困却且縣下之事も同屬同人民之爲と歎何と歎候ものつひきならぬ都合に終に關係もいたし旁之情實白顔同意仕候譯にも参り兼困

(大久保は大久保利通)

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

一三 吉田右一宛書翰

明治八年一月十九日

亂筆御推覽是願候

過る十三日之朶雲昨日相達拜誦仕候先以御清適奉賀候弟も碌々消光罷在候間乍憚御放省可被下候大久保も今以滯坂同行を頻々被促候には随分困却仕候頃日板垣も上坂之よし申越候當時は別あやケ間敷論には閉口仕候一 近藤老人へは一々御傳言被下候由難有奉存候先收社借金も早々如願相運一先安心仕候尙此後御差引之處もよろしく御願仕候毎々御手数を懸け恐入申候

(大久保は大久保利通)
(板垣は板垣退助)
(近藤老人は近藤芳樹)

(諫早は諫
早作次郎)

一 諫早其外も謹慎云々御示い曲承知仕候必竟爲同人共に欣喜仕候事に御座候何卒今後は相つゝきかしと萬禱仕候盟約云々縣廳より布達など、申事は大に主意違に萬一左様之儀御座候は不都合千萬と奉存候元來初發諸氏より廉書之事も預相談候へ共是は各々了簡も可有之事に付事新しく相認候もいかゞと相考一應相斷候得共強相談も御座候事に付只々愚按之處相認め見候事に御座候付は萩城士人中に尙考按も有之候得は元より増減も任其意申候微意之處は偏に前途方向を不相誤長く忠正公始之御主意一貫仕候様祈念仕候事御座候依は佐世佐藤久芳其外一派之連も於議論至當と申事に御座候へは互に私意私情は丸に擲却候も懇切に交際も已後は相結かしと愚考仕候集會所は展覽場こそ尤可然と奉存候自然手狭に御座候は、如何様とも御配意に少々廣め候事は相成可申事と奉存候別に一場を設け候は不可然候同盟中別段に名目を付け置候と申事も不可然時々多人數集會もいたし候事に御座候へは展覽場之引受を凡二

(忠正公は
毛利敬親)
(佐世は佐
世一清)
(佐藤は佐
藤龜之進)
(久芳は久
芳内記カ)

人位と御相談もいたし置候處此人數を少々御増被成候は如何左候も何歟御知達等之事も此人へ御授け相成候都合に至り候は、却御手煩も有之間敷と奉存候精々爲後々に煩らひ無之様いたし置候事肝要歟と奉存候

一 諫早呼寄論等之事は中野申談後便可申上候

一 授産之方も章程通りに一々は決被行申間敷候間一ヶ條時誼に寄長官始會議之上臨機之所分も可致云々と申事有之候方可然と奉存候たとへは抽籤之法も御座候へ共自然一般其進みに不至候節は或は拙者^{或人}は阿武何區之何地へ又或人は何區之何地と場所を指し候^{尤反別は章程通りなり}望出候もの御座候は、移住爲致候方可然と相考へ申候任其望候已上は章程通りに助力不致候とも其半を助力いたし候も余程の助かりと相成申候左候へは双方とも仕合にも相成必竟安着いたし候事こそ目的に御座候間其主意にも相叶申候左候望人無之とも前途目的之有之候處は於授産局着手いたし置候は、將來決る無益には相成申間敷何分にも徐々と不屈不撓不急目的を達し候

事第一に却る速急に催促候は上策に無之と奉存候

一 兒玉勘七其外に差廻候事承知仕候

先は乍勿卒御答旁如此御座候其中御自愛第一に奉存候草々頓首

一月十九日

孝 允

(右一は吉田右一)

右 一 老 兄御内披

一四 木梨信一宛書翰 明治八年一月廿日

亂筆御免

十一日之朶雲頃日落掌拜誦仕候先以御清適奉賀候尙い細は山尾より承知仕候大久保面會類に東京へ同行を被促候に困却精々防禦仕候京都買宅も随分かなり相調候由上京可仕と相考候得共取紛于今滞坂仕候今明日に板垣態々來坂之よし是又無余儀都合に面會不致は不相成相應煩はしく困り入申候

(山尾は山尾庸三)
(大久保は大久保利通)
(板垣は板垣退助)

(中野は中野梧一)

瓦屋勘定書御投與難有奉存候實に御面倒と恐入候事に御坐候則御送り可申上候間御納め可被遣候
肉打捧至極工合よろしき様被相考申候未試候得共如此ものと想像仕候實に御手数數千萬と甚御氣の毒に奉存候是又代價之處後便に御示伏る奉願候近頃は余程御手際もよろしく御様子重疊に奉存候無御油斷様乍此上奉萬禱候ハツトは中野歸便に御送り可申上候
御満堂様へも可然御致意奉願候草々頓首

一月廿日

允

(梨花は木梨信一)

梨花 老 兄御内披

一五 伊藤博文宛書翰 明治八年一月廿八日

朶雲拜誦昨夜は御疲と奉察候大久保云々後刻御答可仕候に付其まで彼方へ御返辭御見合奉願候草々拜復

(大久保は大久保利通)

木戸孝允文書卷十五 (明治八年一月)

二十五

一月廿八日

木戸

(伊藤は伊藤博文)

伊藤 様御答

一六 吉富簡一宛書翰 明治八年一月三十一日

昨日留守中の朶雲御投與依る其御返辭左に縷述仕候

青玉并香爐貴使の相渡日別損料五圓宛云々とへ御老衰とは乍申言語同斷之御挨拶と相考へ申候青玉白玉とも元より弟の對し兄可償之道理有之此二品に於ては不足と相考候得共一先落手いたし置候次第乍去自然御愛玩ものに於て強御懇願と申事に御坐候へは元より弟忠恕之心を以人と樂を共にいたし候人情を汲取無二言改る進上可致候然るに其上貴頭はがま刺り之約束も于今御履行無之に却る片ほう髯を貸しなどはたばかりもの、張本熊坂はかまたれ等之類と申るもよろしく一々承服相成兼申候依る井上氏に於ても公評を乞ひ申度此書直に彼方の御廻し否之判斷に任せ可申

(井上は井上馨)

候也

(加賀伊は大阪の旅宿なり)

今日四字より加賀伊におゐて淨面理之御催し山の神までも陪席云々難有し々々又其に付弟にも出席乍去牛にすしを喰わせ候と同様是は慎る承伏依る御束縛は御斷り可仕候

(平平は平原平右衛門)

平平一條昨日井上氏よりも大様承知いたし申候何分とも御兩氏の御依頼申候に付一洗可成丈け速に相成候様御配意是は是より懇願仕候也

一月三十一日

糸 米

(矢原は吉富簡一)

矢原 兄御内密

一七 吉田右一宛書翰 明治八年二月二日

大亂筆高恕

廿四日の朶雲頃日相達拜見仕候彌御清榮に引つゝき御配意之段欣躍無此上奉存候弟も無異碌々滯坂仕候間御放意可被下候中野令にも今日より歸

(中野は中野梧一)

木戸孝允文書卷十五 (明治八年二月)

二十七

(諫早は諫
早作次郎)
(福原は福
原文市)

縣近況は何も直に御承知被成候事と奉存候諫早福原等之事も相談し置申候御書中に諫早被下金と御座候は定る脱隊同様此度一般御給助被下候分と奉存候實は諫早も萩に借財も有之内輪難澁いたし居申候間弟滞萩中に下り候へは其等之始末も嚴重に爲着度奉存候得共何分にも家職連のつべら擲重如何とも難致其まゝに仕置申候とふぞ右之金に亦も下り候は是非々々内輪之爲に残し置候様乍失敬之兄より御傳意被成遣候様御願仕度奉存候盟約云々は先便申上候通被仰聞候事と奉存候兎角心實に實行上の注意いたし候よりいつも形容上之事而已に騷き立候には歎息之至に御座候

○過日申上候通臨時云々授産章程へ御書加へに相成尙開墾地之儀於愚按も先便申上候歟と奉存候諸區に二三反或は五六反と有之分は望人之都合に寄り章程にかゝわらず移住被仰付候方可然と奉存候左候へは自ら章程通りよりは入費も減し候譯に御座候則是等之事集議之上臨時之所分云々

(落合は落
合濟三)
(近藤は近
藤芳樹)

(右一は吉
田右一)

之ヶ條にかゝわり候事と奉存候

先日落合より書狀落手誠に取込居夫々返答も出來兼申候千萬乍失敬慎に

落手返答も取紛不得仕段可然御斷奉願候近藤翁へ御序に可然奉願候

先は爲其奉呈候其中時下別御自愛第一に存候草々頓首

二月二日

孝 允

右一老兄御内披

一八 伊藤博文宛書翰

明治八年二月三日

尙々小生は何卒伊勢海か追手風と御目し可被下御願仕候

先以御平安に今日は御來坂と奉存候昨日は參上御妨申候其節御内話いたし置候事も尙御高按可被下彼方よりは其後何とも申參らす候得共情今日之世情を想像仕候に於政府先一目的は粗御決定に相成候方可然歟と奉存候昨日よりは世外には一面會不仕同人は頻に逃避之工夫而已と被相察申

(世外は井
上馨)

本戸孝允文書卷十五 (明治八年二月)

二十九

候先は爲其草々頓首

二月三日

孝 允

(芳梅は伊藤博文)

芳 梅 様御内々

(吉富は吉富簡一)

一九 加賀井家宛書翰

明治八年二月四日

御手紙拜見仕候今朝吉富等何歟示談有之候よしに付約束仕置申候夕刻に
亦も是より參堂可仕候拜復

二月四日

難波市 隠

加々井々家様御答

(加々井家は大阪加賀井樓なり伊藤博文の宿せしを以て之に宛たるなり)

二〇 大久保利通宛書翰

明治八年二月六日

昨夜以書帖今日得拜晤度申上置唯今致出仕候いづれ罷出候る宣布候哉御
一答被下候様奉願上候勿々拜具

二月六日

木 戸 伊 藤

(伊藤は伊藤博文)
(大久保は大久保利通)

大久保様至急

二一 佐久間正臣宛書翰

明治八年二月七日

一昨日御指令一條に付暫時御猶豫之儀御願申越候處同日東久世侍従長爲
勅使下坂縷々御沙汰之趣も拜承仕御受け申上候付は御猶豫願差出候は
不都合に付昨日電信を以御見合被下候様態と申越候定る御承知被下候事
と奉存候得共尙此段得貴意申候毎々何歟と御面倒をかけ恐縮仕候先は爲
其草々頓首

二月七日

孝 允

一 介 様御直

(一介は作問一介にて初め作問正臣)

二二 伊藤博文宛書翰

明治八年二月九日

御火中

過る五日に將來之措置其外内密之意見御談いたし置候事は誓ふけかにも御他言無之様萬禱仕候依る爲念態々一應申上置候也

二月九日

木戸

(伊藤は伊藤博文)

伊藤 様御内密

二三 檳村正直宛書翰

明治八年二月十一日

亂筆御推覽被下然る後必御投火奉願候此度西京へ格別滯留不得仕兎角素志灰となり残念事に御座候

(大久保は大久保利通) (伊藤は伊藤博文) (東久世は東久世通禧)

彌御壯榮奉賀候過日來逐々御傳言奉謝候實は大久保イ藤態々來坂其上東久世と態々又勅使として下向然る所前途之目的におゐて一定未いたし兎角いたし兼實に困迫仕居候處漸目的も相立候に付不日東行と相決し申

(板垣は板垣退助)

候板垣等も態と來坂是等之處も余之意見に同意竊欣喜仕候依る一兩日より御地へ罷出可申と相決し申候何も其節拜話可致候今日山の神罷越候に付逐々之對御傳意鳥渡御左右申上候草々頓首

二月十一日

木門

(十八眞は檳村正直)

十八眞老兄内密御直

二四 河瀬眞孝宛書翰

明治八年二月十二日

去年被仰越候品物先達を差送申候由弟不在に付諸事不運に恐入申候

(大久保は大久保利通) (伊藤は伊藤博文) (板垣は板垣退助)

先以御清適に御奉職奉賀候過日は朶雲御投與拜見仕候此程一書相呈候處無間御落手被下候事と奉存候弟も大久保イ藤其外より段々預催促候得共兎角目的無之候故強を辭退いたし居候處從來之宿志にも聊相徹し候姿に各諸氏へも愚論且々貫通板垣なども同意に付不日隨

木戸孝九文書卷十五 (明治八年二月)

朝命東行之覺悟に相決し申候

御家内様之安全と重疊に奉存候どふ歎薄々傳承仕候へは御めて度風聞何卒真に如風説ならば此度は前後之御保護尤第一と奉存候只今横山出立に付不取敢一書相呈申候其中御自愛第一に奉存候草々頓首

二月十二日

木戸

河瀬 老兄御内々

(河瀬は河瀬孝)

二五 杉孫七郎宛書翰

明治八年二月十三日

亂筆高怒弟も目的稍相定候に付今夜より鳥渡西京へ參り申候無目的之間はいか様被責候とも困迫而已此度は世外もせひ引出し候積りに御座候

先以御清適奉賀候弟且々消光御放意奉願候于時弟も如御存苦情不少是非此度は素志相達西京へ居所を占め可申と奉存候處先達より大久保イ藤等にも段々被相責且又板垣どもよりも段々預議論候處終に其末大久之方も板垣之方もいづれも愚見に隨ひ違存無之と申事に付無據一先東行と決

(大久保は大久保利通)
(イ藤は伊藤博文)
(板垣は板垣退助)



し申候尤現場之都合如何至り候哉は難計候得共先之次第に巨細之事は筆頭に難盡不日拜青之節と申縮候野村宍戸山田等御逢被成候は御合を以可然御通し奉願候乍去世間へ兎や角と相響き候は不宜候間必他へは御内々に奉願候其中御自愛第一に奉存候草々頓首

二月十三日

尙々御序之節高輪様へ可然被仰上歸京之事は御申上可被下候よろしく奉願候草々

笠 墩 老兄御内密 御火中々々

松 菊

(笠墩は杉孫七郎)

(高輪様は毛利元徳)

(野村は野村素介)
(宍戸は宍戸璣)
(山田は山田顯義)

二六 木梨信一宛書翰

明治八年二月十三日

亂筆高怒

爾後御清安に御奉職奉賀候弟も今以無事に滯坂御放省可被下候過日は朶雲御投與拜見仕候白目一塊慎に落掌礦學家之檢査にかけ可申候于時先達

木戸孝元文書卷十五 (明治八年二月)

三十五

(吉田は吉田右一)

(縣令は中野格一)

亦も申上候通兎角縣下之士人も形膚上之事而已に奔走いたし着實之盡力甚乏敷遺憾に相考候處此節萩城之近情承知仕候處に血盟と歎申候何歎騒々敷由實に有間敷事と奉存候付は先便老兄及吉田氏へも申越尙縣令歸縣之折も直々相談し置申候間十分に御抑壓何歎集會いたし候亦談合等もいたし候へば展覽場にも十分と奉存候何卒無御遠慮御駈け引奉祈候
 一 縣令歸縣之折談合可仕と相考失念候に付則申上候間御談話御頼申候其儀は於縣内も協同會社等も人民より設け候都合に往々協同之主意を目的にいたし他日縣内一般之幸福を相計り候事に御座候處已に昨十一月大井浦之大火實に全村之大變に元來此村農漁を以生活いたし居候處一夜間に舟網鋤鍬は不及申米穀までも焼失いたし實に不幸至極に可憐事に御座候付はかゝる時こそ諸區之一議を盡し諸區より協同して幾分歎助力いたし候は、往々此風儀及全區億兆協同して互に相救助し協同して全國を深愛する之端も相立候譯と奉存候已に協同社と申ものも其名目相

(大久保は大久保利通)
 (伊藤は伊藤博文)
 (板垣は板垣退助)
 (東久世は東久世禮)
 (世外は井上馨)
 (赤川は赤川友之允の妻の設けし織工所の名なり)
 (松原は松原原藤雄)

立し已後之事に御座候へば則大井村之事等よりして是非於諸區も盡一議助力不致亦は不相濟事と奉存候尙御序之節成否之都合御聞せ可被遣候
 一 浪華之近況も大略縣令より御承知と奉存候大久保伊藤等來會また板垣等も來尋双方之主意も押詰見候處凡愚按之處に落着いたし稍目的も相立候に付先東行と一決仕候其上東久世を勅使に下坂實に世上へ對し候亦も騒々敷には甚困却仕候彌東京之都合意に落ち候へは世外も相すゝめ候様是非可致世外丈け之處に亦は終落城はいたし申候
 一 千萬申上兼候得共先達亦赤川之紺かすり十五反差送り申候何も松原之世話に御座候書付等も御座候處取紛紛失反物も取々分散鳥渡全直段相分り兼申候四十圓餘り歎と相考へ申候松原へ御聞糺し之上暫時御取替奉願候左候亦相分り次第是より御返納可仕候尙又先達亦より御願仕候通去夏五百圓拜借仕候分も御差引相分り候は、何卒乍御手数數御示奉願候實に借金と申ものは氣にかゝり申候毎々失敬之事而已御願仕恐縮至極に御

座候

一 縣令及吉田氏等へも書狀差送り不申候間可然奉願候梶山落合勝間田三浦等へも同様御願仕候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

二月十三日

尙々如本文凡目的も一定仕候に付此晚より西京へ登り可申と奉存候

梨花 老 兄内密御直披

松 菊

(吉田は吉田右一)
(梶山は横山那介)
(落合は落合濟三)
(勝間田は勝間田稔)
(三浦は三浦芳介)
(梨花は木梨信一)

二七 大久保利通宛書翰

明治八年二月十五日

大亂筆高恕

先以御清適奉賀候さては去十三日に鳥渡可相窺と奉存候處朝來取紛終に出船之期相迫り乍心外御無沙汰仕候兼御約束申上置候如く精々差急東上可仕候然處最初御内話申上候通昨年歸縣後無餘義預依頼士族中授産之始末と縣内諸區合議之上協同社を設立其主盟を被申懸心外之事に御坐候

得ども逃るゝに辭なく兩條とも引受け金穀融通等之事は嚴重に約束を立先收社などへも相托し端々着手仕置候處此度東上仕候に付は其始末半途千萬に切々一同よりも被相迫先收社之一條に付候も不一形關係を生し其上士族中は縣内一般之士族にかゝはり協同社は縣内人民上に相かゝはり今更背約之事出來仕候は一同困迫之邊頃日連々申越候付は一應東上仕候御用相濟候は、暫時歸縣にても又は浪華までにも御暇相願度左候へは主たるもの浪華呼寄せ一始末相立度此度爲其態々上京候ものも有之困却仕候間此段先以御斷申上置候何卒御含置被遣候様奉願候先は爲其奉呈候時下別御自愛奉萬禱候草々頓首拜

二月十五日夜

尙々明日より御歸京と奉存候に付東京へ向け差上げ申候再拜

甲東 盟臺 下御内拆

孝 允

(甲東は大久保利通)

二八 檳村正直宛書翰

明治八年二月十八日

過日來御疲と奉存候さて今日抵街は盡後より御出懸に相成候哉左候へは今朝鳩居まで罷越度依る鳥渡御尋申上候草々頓首

二月十八日

木戸

(檳村は横村正直)

檳村 様御直

二九 檳村正直宛書翰

明治八年二月廿日

東京之模様大に相變り候様之事御坐候は、御通達可仕候亂筆御推讀可被下候何も無腹臆御願申候御容赦可被下候

先以御清適奉賀候弟等も今朝無事下坂仕候滯京中は大に御世話に御厄害に相成申候毎々蒙御高意難謝盡奉存候彌廿二日の東京丸出帆仕候由に付是非其便にゐいづれも東行と用意仕候板垣等より一兩日は延引之事頼越候得共際限無御坐候に付同人どもより一步は先へ東行可致と相考へ申候

(板垣は板垣退助)

(木崎政太郎は生咲政太郎)

付るは明日中歟または明後早朝までには皆々必下坂候様御下命偏に奉願候船部屋等是不殘申付置申候尙又左に御願仕度廉申上置候間御多務中千萬恐入候得共宜敷御願仕候

一 土手町留守番木崎政太郎之方日月々六兩つゝ差遣わし申候尙又同屋敷諸入用も少々相かゝり候處此後は三本木屋敷之家賃等を以相渡し自然何歟格別入費相かゝり候事出來仕候節は差送り可申候得共平生は右家賃を以差引仕度候間何卒政太郎被招呼一帳にゐも相調不都合無之様精算差引仕候様御指揮御願仕候

尤四五月頃まで之分は六兩宛之分相渡し候歟と奉存候

一 相願候植木類赤松楓一行寺と云 百日紅醉芙蓉杏竹トウ等其外自然拂屋敷等より拂もの出候は、御買得被成下置假植いたし置候様政太郎へ御命し奉願候

白及紫之藤梨桃李等もよろしく乍去是等之事まで御願申候はいかに

も恐入申候御家來に御命じ被下候可然御願仕候
一 政太郎と申ものは是まで迂遠そだちに付前ぬるく御坐候へとも性質は
不惡様愚考仕候何卒無御遠慮御叱正被成下自然も往々相應之處御坐候は
よろしく御願仕候

尤只今強御願仕候譯に御決無御坐候何も御目かり之上に御願
仕候事に付此段よろしく御含置奉願候

一 此度不得止東行之都合に至り候へ共尙現場之都合も可有之と得と想
察之上目的も相立不申は容易手出しも難相成と奉存候自然不得止一旦
地獄に陥り候とも決る長くは要路を塞き候事本意に無御坐候是非々々如
素志西京に生涯を終り申度愚考仕候非常之事出來候ときはいつれに居
候も日本人丈之義務は難被免候へ共無事之際は役人には飽果申候何
も御憐察可被下候先は右御願まで相呈申候乍毫末老大人へ可然御致意御
願申候漸々御快方之由承知いたし候に付安堵仕候其中御自愛第一に奉存

候草々頓首

二月廿日

(國重は國重正文)
(谷口は谷口起孝)
(佐藤は佐藤麟太郎)
(大黒屋太郎右衛門は今井太郎右衛門)

(十八眞は横村正直)

尙々國重谷口佐藤諸氏へも乍失敬よろしく御願仕候屋敷一條等之事尙
御氣付も御坐候は自然白石東行どもいたし候は其節御示相願申候
出立前大黒屋太郎右衛門より借金之事申懸け候へども弟も逐々遣拂少
々なりとも相助け度存申候へ共如何とも難致に付眞之爪垢ほど氣を付
相斷り申候近頃全體如何之暮し又は渡世仕候哉是は眞の御内々御尋申
上試候草々

十八 眞 兄内密御直披

木 門

(井上は井上馨)

(以下別紙に認めありたり)
京都山本其外之舉動御探索之確證相分り候は早々御示相願候
かゞい又井上之處も尋ね來り候もの不少候間一兩日之事に付尾道屋へ相
約し申候遊客之都合を相計り申候に付宿之善惡は不被申候御一笑々々

三〇 木梨信一宛書翰

明治八年二月廿二日

亂筆高恕

(吉田は吉田右一)

(條公は三條實美)

先以御清適奉賀候昨日吉田來着大概御近況を承知仕候引つゞき御配意と奉存候算用ものゝ儘に落手彼是御手数數奉恐入候今日より彌東行の覺悟に御座候于時先日イ藤博文へ條公より御傳言にて家令の事御頼に付岡政一勘定等は随分綿密に付御世話可致と存申候に付ては三月末には上京いたし度由當人も申居候路金も大略用意有之候由に御座候へ共萬一不足の節には御願可仕歟も難計候間其節は乍御面倒御世話御願仕度返濟等の儀は弟證人に立可申同人も爲念弟の友人へ頼置吳候様申出候に付毎々御手数數恐縮仕候へ共老兄を相煩し申候先は右御願まで如斯御座候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

二月廿二日

(中野は中野梧一)
(梨花は木梨信一)

尙々朶雲只今落手拜見仕候ハツト等は至極の品見當り不申疎末に付且々御用に立候へば重疊に奉存候實に種々の御厄介相願御寸法申上候事も出來不申決して是等の事は無御用捨奉願候尙乍此上相當の事御座候へば毫も無御遠慮被仰下候様奉願候乍失敬中野令其外へ可然奉願候

梨花 老兄御直披

松 菊

三一 檳村正直宛書翰

明治八年二月廿八日

亂筆高恕

先以御清適奉賀候さては弟等も過る廿四日朝九字横濱へ無滞着仕候神戸出港之折御返書儘に落手いたし申候何も承知仕候色々御高意奉謝候于時荆婦出立仕候節拜借金仕候由種々之御手数數を懸け何とも恐入候次第に御坐候則此度返上いたし候間よろしく御願仕候東京府下も至る靜謐未一向相變り候事も無御坐候〇千萬御面倒之至と奉存候得とも弟滞京之節彝双

木戸孝允文書卷十五 (明治八年二月)

四十五

堂と申ものゝ處に古墨一挺相もとめ申候然處其節第二等之分今一挺御坐候處不相求差返置申候自然幸便ども御座候は、其分御送與被下候事は出來申間敷哉御願申上試候態々御配意有之候も恐入申候間自然御序ども御座候へは葬双堂に御尋可被遣候葬双堂はかぎひことも申居候歟と相考申候先は御願まで如此に御坐候其中時下別御自愛第一に奉存候草々頓首

二月廿八日

尙々御満堂様へ可然御致意御願申候當節も大人も御快復と奉賀候以上

十八眞老兄御内披

木門

(十八眞は横村正直)

三二 森寺常德宛書翰

明治八年二月廿八日

朶雲拜見仕候彌以御清安奉賀候今朝は御光來被下候由之處外出中に失敬仕候弟も鳥渡御尋可申上と存候處兎角取紛御無沙汰仕候纔半年余之留

(大久保は大久保利通)

守に亦も内外とも種々之事出來困却仕候明日も晝頃よりは大久保に罷越其前一人約束御座候今日も少々相約し置候事御座候明朝十字前か今晚八九字頃は少々得閑暇申候格別御切迫之儀に無御座候は、是より參上可仕候過日御嘶仕候人物之事もイ藤博文より頻々申候故取極め申候得共自然到今日御迷惑之事に亦も御座候へは無御服臟被仰聞可被下候左候へは電信に亦も早速相通じ可申候御尋に付隨分委敷條公へも昨日申上置候事に御座候先は爲其草々頓首

(條公は三條實美)

二月二十八日

孝允

蘋香老兄御内答

(蘋香は森寺常德)

三三 伊藤博文宛書翰

明治八年三月二日

爾後御遠々敷御坐候處彌御清剛と奉賀候さては不日地方官集會之事も被仰出候歟之由付亦は浪華以來御内話仕候云々之次第も御坐候に付何卒其

木戸孝九文書卷十五 (明治八年三月)

四十七

(大久は大久保利通)

邊申上も乍疎御含置被下可然乍此上御料理奉祈候大久翁も例之性質に付容易發言六つケ敷兎角僕より出過ケ間敷相成甚困迫仕候先は右御耳に入置申度如此に御坐候草々頓首

三月二日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

三四 井上馨宛書翰

明治八年三月二日

(板垣は板垣退助)

爾後御清壯奉賀候定而今日は御歸京と奉存候板垣は未來着不仕哉先夜御宿に一見仕候電報之模様には頓に來着不致は不相成歟と頻に懸念仕候于時御談話いたし度事も相重り候得共何分着京已來運動も不得仕氣分甚不宜候間今日は小運動可仕と奉存候間明日當り自然御歸京に相成候得は罷出候もよろしく依る此段鳥渡申上置候草々頓首

三月二日

尙々老兄には横濱にも屢御往來また其間には定而上り下り之御運動も御坐候事と御察申候運動も餘り過候は不宜と曾る醫者より申上候由此邊申も疎と奉存候拜

(此書宛名署名を闕く明治八年木戸孝允が井上馨に贈れるものなり)

三五 伊藤博文宛書翰

明治八年三月三日

亂筆高恕

先以御清適奉賀候さては過日御光來被下候由折惡外出中に失敬仕候御容赦可被下候于時頃日大久翁とも一夕相談し候得共費時間候ほと其運も六つケ敷僕も中間に立随分困却之次第も不少付はは大久板垣等と三條公邸に亦もブライへと之會合申出置候に付何卒其節は是非々々御出席前途之處都合克様御注文被下度無左遷延時日を送り候而已ならず必其間には不都合出來候歟と相考へ申候伊勢之海か追手風かと同様なる僕も土俵

(大久は大久保利通)
(板垣は板垣退助)
(三條公は三條實美)

之側へ引出され諸方之苦情を引受け候溜りと相成候は此上耻辱之上へ
耻辱を重へ候仕合然る上は末期之耻辱にとふと歎不仕るは不相成様至り
候も遺憾至極に御坐候間今日も條公大久翁へも意見申込置候に付定
條公よりも御談話可有之と奉存候間御含置被下候一御心配必奉祈候先
は爲其入御聞置申候草々頓首

三月三日夜

孝 允

(芳梅は伊藤博文)

芳梅 様御内密

三六 井上馨宛書翰

明治八年三月三日

朶雲拜見仕候今朝は御光來奉多謝候いつも殺風景至極御氣の毒千萬に奉
存候且又只今御示云々何もい曲了承仕明日十二字頃までに貴寓へ參上可
仕候定此御返事御披見被遣候ときは少々運動御やすみと想像仕候草々
拜復

三月三日

孝 允

(世外は井上馨)

世外 老兄御内答

三七 杉孫七郎宛書翰

明治八年三月五日

彌御清適奉賀候さては明日四字より三條公へ集會之事申來候付は明日
佐藤の御同道仕候一條に差響候間千萬申上兼候得ども何卒御奮發被成下
今晚より一泊懸けに横濱へ御供申上度かゝる事と申候ものも延引いた
し候は再期と申事も六つク敷候間強御勸申上候且又重疊奉恐縮候得
共今朝御出勤懸ケ鳥渡御立寄被成下竹籬之工合御差圖被成下候得ば別
難有奉存候此段を御願申上試候先は爲其如此に御坐候草々頓首拜

三月五日

松 菊

(笠墩は杉孫七郎)

笠墩 老兄御直披

三八 井上馨宛書翰

明治八年三月七日

亂筆御推覽可被下候

(古澤は古澤
深江郎後ち
滋)

昨朝は御光來奉謝候其より直に小室を相尋申候處在宿且古澤も來り合せ申候間縷々論述仕然かして四字頃より御約束之通馬車を參伺仕候處御不在に御行衛不相分方々相さがし申候得共一向はきと不相知どふ歎第一に鳥助第二に小濱と申様七八之別品左右へ御携御愉快と御出掛之由被相察已に時限も差向候に付不得止趣約申候處集會連逐々相揃ひ平生之志願どこまでも媒灼は相避け度と用意仕候事に付注意仕候へ共端から媒灼之工合無之は差向き安着に至り不申候間如何とも難致媒灼姥相働き申候左候而兎角板人も繰返し已に々々相談濟之事を申出し候氣味とつひ々々初發より全備をもとめ候工合不少大人は始終だんまりなり此間之工合御察し可被下候板人も別席に大抵相論じつけ昨夜之處可なり決末相つき申候其故老兄に御出會と別都合よろしくと企望仕居候處御愉快騒きに

(板人は板垣退助)

(小室は小室信夫)
(岡本は岡本健三郎)

而終に中々弟等之手には御かゝり不被成隨分殘念に奉存候于時於浪華も數度御相談も仕且向方へも相論し候通凡其目的を相決し其目的を相達し候には必堪忍力を養ひ決る緩急等をごせ々々やケ間敷不言且又一人に之仕事に無御座候間人之説も餘り事に無害ときは聴取もいたし不申は決る大事之成就是元より無覺束に付何卒御都合も御座候は、小室岡本古澤等へも厚く御論じ被置此上は少々人数之多少や事之緩急は板人も餘りごせ々々やケ間敷申さぬ様有之度且又兎角板垣は英之政體々々々と申候得共英之政體と申ものは誠に自然に成就いたし候次第に己に々々獨逸人などですら英之政體は善なれ共自然に成立しもの故俄然と獨逸などにても同様にいたし難くと大政事家なども相論し候事に御座候其上小室古澤等は英に留學いたし居候事に付弟等は元より何も歎も情實有様は一々推知仕候事に付何も吞込候而駈け引候へ其他より見候ときは右之如き工合に板人も小室古澤之英話をきゝかじりおかしき事を申候と私笑い

たし候而已ならず却る大に同人之望を失し候様にも相成り可申然るときは弟等も甚残念なりケ様約束も仕候上は元より可成丈け陰け日なたなく其人に對し候は誠を以交り不申は不相濟事と愚考仕候に付兎角何やケやと右邊之事も心頭に相かゝり申候間此邊も必々御含置被下小岡古等へも得と無隔意御論じ奉祈候左候板人も八日には宮内へ被招候歟之よし弟は最前より御沙汰之都合も有之段々被相責候に付情實も些條理に難勝工合御座候間板人より一兩日先は御沙汰次第奉命不仕は相成間敷と決心仕候是又入御耳置申候于時夕邊御歸寓後は如何之御樂みに御座候哉不堪想像候最早人の惡口もよしになさるゝがよろしかるへく可祝

三月七日

(此書宛名署名を聞く明治八年木戸孝允が井上馨に贈れるものなり)

三九 楨村正直宛書翰

明治八年三月八日

亂筆御推覽可被下候

過る四日之朶雲只今相届拜見仕候先以御清適大人にも漸々御快復折節は御外出も被成候由重疊至極奉賀候定頃日は御地も暖氣一入相増候事と奉存候于時過日御投與之朶雲一書差出候後イ藤より落手仕候且又返納ものも有之先月廿八日之郵便を以右邊得貴意申候處四日までに御手元へ不相届事歟と奉存候廿八日之書狀いまに御落手無之候は、否御一書奉願候早々郵便之方詮儀仕見可申候

(イ藤は伊藤博文)

(大久保は通)

○三井源右衛門はい細老兄へ可申上と申聞け置候事に付決るみの村之違ひには無御座候兎角取紛失念仕候元來此金と申候ものは大久保と連名に御座候へ共御一新年已來弟獨り扱ひ來り其初發弟不在之事も有之候に付大久保之名を加へ置候得共大久保は于今一向不知位之事に御座候御一新年より兩三年は探索事其外宮中内分之入用等御座候に付其引當に弟引受け候預り居候ものに御座候然處貳分判無間通用留にも相成候は、

引換置候方可然歟と奉存候元價有之候ものに付たとへ通用留に相成候ともつふしにても其價は有之候譯に御座候へ共其節餘り手數に相成候も不都合に御座候間引換置候方可然と奉存候間よろしく御駈け引御願仕候左候も弟再西京に罷越候節取歸り可申に付其迄三井にても預り置吳候方都合と愚考仕候此金本文之通之次第に付世間へは御内々御含置可被下候

此節は少々現金と金札との間には間欠有之候由に付格別損に不相成様よろしく御願仕候

茶園等之處も計算等御配意被下候由實に御多務中とも恐縮之至に御座候乍然決る差急候事には無御座候間何も御閑暇之節御願申候

過日御願仕置候通京都之雜費等は三本木貸し家等之家賃等に差引候積りに御座候間乍御手數一纏に御願仕候先は御答旁不取敢申上候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

三月八日四字

(十八眞は横村正直)

尙々着京後も逐々談合不日一改革有之候事と相考へ申候漸々約束相立人より法を重し候様相成不申は始終紛紜之絶へ無之人民の迷惑も不容易と奉存候以上
十八眞老兄御内密
孝允

四〇 井上馨宛書翰

明治八年三月九日

(板垣は板垣退助)

申上候に付る風とおもの御禮を打忘れ今夜思ひ出し候に付則申上候なるほど弟奉命候に付るは板垣は早速通じ可申之處不氣遣千萬にあつひ々々失念仕候兄より御通じ被遣大に難有奉存候最早夫に弟よりは別段相通じ不申ともよろしく御座候哉此段御示奉願候先は御禮御尋旁奉呈候御一答乍御手數相願度奉存候草々頓首

三月九日夜

尙々明晩差繰られ候へは侍從役相勤可申と奉存候以上

(此書宛名署名を缺く明治八年木戸孝允が井上馨に贈れるものなり)

四一 伊藤博文宛書翰

明治八年三月九日

亂筆御推讀是願候

(大久は大久保利通)

昨朝は御來光奉謝候參宮掛けに取紛緩々御高話も不得窺殘念此事に奉存候于時ちらと承り候得は昨日とやら大久翁身上少々口外有之候由何分にも此翁おもに入はまり吳不申は此度之趣向成就仕候と申事甚無覺束到今日萬一もこた々々いたし候は遺憾千萬實は其故奉命前今一押仕置度と奉存候處些卒然過候方ともには無御坐哉と懸念仕候何歟相變り候事も御坐候は、御示可被下候御願申候弟も昨日不快を押參宮仕少々工合惡敷候に付今日も相構ひ居申候明日はとふそ條岩大は何卒挨拶に罷越度奉存候得共工合次第今一日保養可仕歟とも奉存候諸彦へ程克御取成奉願候先は爲其草々頓首

(條岩大は三條實美岩倉具視大久保利通)

三月九日

(板垣は板垣退助)

尙々板垣昨日被爲招候都合はいかゝ之よしに御坐候哉また同人といつ頃御沙汰相成候哉最早一日も速に任職被仰付候方可然と奉存候以上

(芳梅は伊藤博文)

芳梅 様御内密

孝允

四二 大久保利通宛書翰

明治八年三月九日

先以御清福奉賀候さては昨日御話申上置候一冊於京都木梨精一郎より相托候處取紛失念仕恐入申候則御持せ仕候付御落手是願候草々頓首再拜

三月九日

孝允

甲東老 臺御直拆

(甲東は大久保利通)

四三 伊藤博文宛書翰

明治八年三月十一日

亂筆高恕今日高輪へ御出被成候は、僕不參之邊可然御斷御願申候

木戸孝允文書卷十五 (明治八年三月)

五十九

(海江田は義)
(海江田信)
(奈良原は奈良原繁)
(大久は久保利通)

(左府公は左大臣島津久光)

(井上世外は井上馨)

昨夜は終に御紛失いつれの處にゐいかなる御愉快御勤被成候哉不堪想像候于時昨日來海江田なるもの來訪今朝も如別紙申越候此人は曾而粗風聞も承知仕奈良原等とも同一種之人物には無之由今日之事情等其一端も決而洩らされぬ人歟と相考へ申候何歟近況大久翁ともより御承知は無御坐哉右之都合に付兎に角明日までには面會も不仕而は不相成と存申候間御内々御尋仕見申候もしも御不承知に候は、大久翁へ御聞合御願仕候左府公よりの内命に而來り候歟にも被相察申候然處愚考には内命に候得は奈良原來り候事歟とも存申候鳥渡見通相立兼申候
井上世外も一應參議に被召出候而は如何左候へは餘り隙取さる方可然歟と奉存候村何と歟申もの、云々も昨日之御嘶通に而はとふ歟早々片付候様にも窺ひ申候明白に御處置無之而は不都合と申事に御坐候へは世外も行政上之誤而何も私心私情より出候事にも無之且井上と申候而も法之當られさる人と申義も有之間敷候間贖罪金出し候とも格別は無之事と奉存

候尙御高案可被下候先は爲其草々頓首

三月十一日

九 段

(赤羽根は伊藤博文)

赤羽 根様御内密

四四 伊勢華宛書翰

明治八年三月十一日

亂筆高恕

過日は朶雲御投與拜見仕候彌御清安に御滯坂奉賀候着京後弟も無異消日仕候間御放省可被下候滯坂中談判之末終に先日當勤奉職仕候政府上之改革も不日着手之都合に御座候何分にも輕舉燥進は制度を以防禦候外いたし方有之間敷と奉存候

一 能美隆庵書狀一見仕候末吉田參事とも得と相談仕見候得共何分にも縣廳に而料理仕候事甚六つヶ敷其も醫師連より之申立に而も有之候得は早々相運可申候得共格別に名目を付け候事到而難題に御座候付而は兼而

(能美隆庵は能美遠)
(吉田は吉田右一)

御内話も仕候通能美自力に於出京仕候は、いか様にも周旋仕候も助力之手段は可有之と奉存候間何卒其趣向に御すゝめ被下度此段御願仕候

一 當時平原に御滞在之由平原平右衛門と申候ものは更に人情も義理も不相辨ものに於先年彼の舌頭に欺かれ莫大之公金を周旋いたし危急を助け候處其後之所致不埒至極終に弟に不容易迷惑をかけ申候其上此度於歐洲平右衛門三男太作事豚兒正二郎之名目を以金策相企損失之上種々之不都合相生じ河瀬公使よりも申越候正二郎事は去年九十月之間には歸朝不仕るは不相成之處爲其于今歐洲出立不得仕候其に付困窮之餘太作より父平右衛門に過日傳言を以金子送り方申越候然處于今確答無之一日遷延いたし候得は一日丈け之困難を増し候譯に於歸朝之處太作事は益難澁に至り可申と存申候内海參事も逐々忠告仕候由なれども鏡面之平右衛門故一向引當てに相成不申金子仕送り方等も彌及遷延候得は早々英國在留公使へも申越たとへ太作はいか様相成候とも豚兒丈けは早々引離し太作丈け

(内海は内海忠勝)

之所分にかゝり可申と存申候何卒御面倒平右衛門之心底御詰責被下何分之儀早々御示奉願候爲父子に莫大の損失に相成申候老盡も御用心々々

先は爲其相呈申候時下別御自愛第一に奉存候草々頓首

三月十一日夜

松 菊

(小湊は伊勢華)

小湊 老 臺御内披

四五 内海忠勝宛書翰

明治八年三月十二日

(平原は平原平右衛門)

亂筆御推覽可被下候乍此上本文之都合に付精々急迫に平原送金御催促可被下候無左例の大まいすを申困感いたし申候

(板垣は板垣退助)

頃日は朶雲御投與拜見仕候彌御壯剛御精勤大賀此事に御座候板垣集會云々等い曲御示同人ともよりも暴客等に出逢隨分初發は暴論不少候處段々論破終に腕力論等は取ひしぎ候由に承り申候彼愛國社と歎何と歎申候ものも其等を纏め候爲めに企候事歎とも相考候得共如此趣向は甚不宜弟も

御示之分始一見いたし實に不都合と存申候未板垣よりは委敷不承候何分にも人々其一を論し却其二是捨置候様之氣味不少平生重法せねばならぬ々と申もの、足もとより法にもとり候様之事を仕出し候工合兎角多く御座候

○平原送金一條もい曲御示承知仕候此程河瀬公使よりも申越豚兒正二郎名目を以て金策相金候由實に彼之不都合不埒千萬と被相察申候英國に一日に亦も永留いたし候得は其丈け之難題を譲し候まで之由に亦世上へは親父より不日金送り候と申唱へ居候由に候得共皆々甚不審千萬に相考候様子右之次第に付何卒片時も早く金子送り方之電信相通し候は、且々始抹相着き可申敷付御疎は無之御繁務之不一形御配意被成下候處乍此上今一御迫り被成下候亦少しも早く送り方之處御含を以御詰責被下度於歐洲も爲其種々之誦詐而已相金候由又々父子之難題相起り候歟も難被計實に平原父子と申ものは余程弟之恩義も御座候處今日之次第は讎を以報ひ

候様之所致人面獸心とは如此もの、外には有之間敷爲其書狀等之往復尙兄始め種々之友人にも心配相かけ是而已に亦も不容易候先は御答旁奉呈候其中時下御自愛第一之御事に御座候草々頓首

三月十二日

尙々千萬乍失敬別昏御家來よりも何卒早く御届御願申候イ勢は平原に滞留いたし居由に付是へも右之次第申越候イ勢は平原之昨今之様子不承知歟とも存申候何卒御戒め可被下候以上

内海 老 兄内密御直拆

孝 允

(内海は内海忠勝)

四六 井上馨宛書翰

明治八年三月十三日

亂筆御推覽是願候

所々御尋申させ候亦も御居所一向不相分過日一端を御話申候邊も弟におひては約束いたし候約束之目的自ら其力を減し候次第に候亦はいかにも

(陸奥實陸
奥宗光)

(板垣は板
垣退助)

(大久保は
大久保利
通)

(伊藤は伊
藤博文)

安神難致過日陸奥來訪候に付其肝要なる目的順序を相語り候處異論無之
其末又同人より彼之論とて承り候邊は一向心眞に難落快々罷在候處昨日
板垣に面會候間重る陸奥へ相語り候條理を以其目的十分相論し候處更に
異論無之案外と了得之様覺へ申候依る此段御談仕度と相考御搜索申候得
共不得拜青殘念此事に御座候今日は大久保垣イ藤來集之都合に付御歸寓
次第御光來可被下候弟は變化之なき如御承知性質に付條理を以目的とす
るの間に種々之事出來候は百層之困苦仕候御降察可被下候先は爲其草
々頓首

三月十三日

孝 允

(世外は井
上馨)

世外 老 兄御内密

四七 伊藤博文宛書翰

明治八年三月十四日

(條公は三
條實美)

昨鳥は御光來夜に入御歸車別る御苦勞に奉存候さて昨日之談未委曲條公

(世外は井
上馨)
(大木は大
木森任)

は申上置候且また世外一條も今日御催促仕置申候早速大木へ御示に相成
候都合に御坐候處今日出勤無之彼是に遷延に至り候には困り申候兄
にも些御不快之由總而此際之運轉は精々貴迅速候に付一入御加養早々御
出勤萬禱仕候先は爲其草々頓首

三月十四日

世外一條節角兄へも御相談云々と申事有之候得共昨日之都合候得は兄
も御不同意は有之間敷に申上置候以上

午後二字

孝 允

(博文は伊
藤博文)

博文 様御内密

四八 井上馨宛書翰

明治八年三月十五日

亂筆高恕

先以御愉快に獨被爲占春風と奉存候于時先夜之内密も奏問相成候由に

(芳梅は伊藤博文)

(板垣退助)

明後十七日には其かゝり被命候よし自ら體裁も都合も有之候事に付差扣へ居候得共多岐に相成俄に種々之人物相加わり候は不宜候に付弟も内心は芳梅關係候おもに同人取調最初之一段落は着手相成候候方可然と愚考いたし居候事に御坐候定る左様可相成左候へは御同様にも無服臟相論し候に都合可然と奉存候其上同人も精々取捨はいたし可申事と相考へ申候然處板連中にゐるは兎角早く人數を入たがり芳梅而已と申事も何歟と申歟も難計元より板へも弟より十分相論じ候得共尙此段御含置被下板及其連中へも得と御説破置可被下候御願仕候
○十七日には元より弟之御招申候事に付侍従長相勤候は覺悟之前に御坐候得共別品は其手を拜借不仕るは不相成候に付弟於狐店約束いたし置候三名に必参り候様御家來芳助より御通しさせ奉願候先は爲其草々頓首

三月十五日

尙々北條へは乍失敬必御傳致御願仕候拜

(北條は北條太兵衛)

(玄は井上馨)

玄 閣 下内密御直披

允

四九 井上馨宛書翰

明治八年三月十六日

亂筆高恕

尤天氣は不如意明日も此模様にて御坐候へは如何可有之哉朝より雨天に御坐候へは片田舎之悪路へ態々御光來も却る殺風景と奉存候間天氣次第と日延へに仕候は如何左候へは明日雨天ならば明後日と申様に可仕歟御都合御示可被下候何も御都合に隨ひ可申候先は爲其鳥渡申上候頓首

三月十六日

尙々天氣に御坐候へは随分面白く様相考候得共雨天にゐるは往來彼是(カ)や御難澁歟と奉存候自然日延に可然候は烏鈴幾へも御家來より其段御下命可被下候尤其内一人は御直命にゐるも不苦歟と奉存候呵々
北條へも其節は御家來より奉願候

(北條は北條太兵衛)

木戸孝允文書卷十五 (明治八年三月)

六十九

五〇 吉富簡一宛書翰

明治八年三月十七日

亂筆御推讀可被下候

爾後御平安珍重々々滯坂中は御世話にも相成又は悪計にも相かゝり且謝し且怨み申候其節御預け申置候青玉之疎ばち白玉之疎香爐早々御送り可被下候種々之口實を以奪取之御企は御無用と存じ候兄も先收社之頭取に而左様之不正不義有之候而は相濟申間敷弟も格別珍重候ものには無御坐候へ共自分之ものを自分に自由にいたし候次第に御坐候且は御預ケ申置候も御邪魔と相考申候于時御地之近況は如何弟先年浪華に而縦游いたし候ときは南北とも眞之色兒をしたひ候様覺へ申候處近頃頻に鼠色をよろこび候様見受け甚不思儀に相考申候處鼠色少々金色を帯ひ候と申事御坐候成程金星之過太陽も是等之兆に而可有之歟と奉存候

（世外は井上）

○世外子至極無事且例之通達者なり兎角弟は玄宗皇帝之侍従長難被免公評にも玄宗之名は名評に而少しも向後難被動との衆説に御坐候依而今玄宗と稱し申候御一笑々々

（平原は平原平右衛門）

○平平一條は實に困却逐々歐洲よりも申越候もの御坐候處豚兒も全平右衛門子太作之爲に被惱其上豚兒之名目を以金策等もいたし候由父子とも不一形世話いたし候處終に怨を以報ひ候様之次第面ばかり人とは彼等之事に可有之候子太作より申越候金も今月中と歟に送り候と申事に御坐候一日延引いたし候得は歐洲之入費は不容易も歟も賣りこさぎ候も早々送り候様御傳へ且御詰責可被下候御願仕候無左而は終にいか様之難溢を生じ候歟も難計候其上又傳信に而替せ之事平右衛門より之金無相違相調候上申越候にも傳信料又小百圓相かゝり申候是は是非品物に而も引上げ不申而は腹か立てたまり不申候盗人をおひをうつと申諺は此事に可有之候何分に可然御世話御願仕候此時は將軍様々々々也

(藤田は藤田傳三郎)
(山縣は山縣有朋)
(鳥尾は鳥尾小彌太)
(田中は田中光顯)

○來島子無事に有之候事と存候於大坂來島子之いらぬ御世話は於弟は始終之面倒と相成り損と相成り長く不被忘次第に御坐候内輪にあらはばりきつても長くはつゞき不申候御一笑々々藤田へも可然御傳言御頼申候
○山縣鳥尾田中諸氏も無事に可有之最早歸東之時と存じ候于今滯坂に候は、可然御傳言可被下候田中へ御逢之節は言わすとも御承知之兩國人御待兼申居候由と御傳へ可被下候
○東京近況は筆頭に難盡今廿日もいたし候は、何も相運候歟と存候先は爲其草々頓首

三月十七日

尙々鼠は此上御磨き被成候も御無用歟と存じ候何卒已後は色々のイの字は御慎み可然候親友の御忠告なり々々

御願申置候事は獻段のけてよろしく吳々御頼仕候則平右衛門一條なり

矢原 兄御内密

糸 米

(矢原は吉富簡一)

五一 内海忠勝宛書翰

明治八年三月十八日

亂筆御免

過日御一書拜見候後直に御答仕候に付御一讀被下候事と奉存候彌御清安珍重此事に御座候爾後東京も一向相變候事無御坐制度改革に付候弟等三四其調らへ被命候に付昨今より取かゝり候事に御座候輕舉燥進は制度を以防拒候外好手段は有之間敷乍去制度も亦今日之人物相應に無之守保仕候事覺束なくと愚考仕候

○平原一條も先日曲御願申候次第國元之方相調候は、片刻も速にいたし不申は歐洲之處は如御承知都合に付一日は一日丈け之損失不容易と奉存候例之通之人物に付乍此上嚴重に御鞭策御願仕候弟は盜人におひをとられ候とは此事に御座候

○別番書狀乍御面倒御家來よりに慎に御と、け奉願候岡は此下旬に夫妻

(平原は平門平右衛門)

(岡は岡政一カ)

とも上坂尾の道屋に定る宿泊可仕候に付其節無間違相達候様御家來へ御下命吳々御願仕候先は御願之ため如此に御座候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

三月十八日

孝 允

忠 勝 老 兄御内披

(忠勝は内海忠勝)

五二 河瀬眞孝宛書翰

明治八年三月十八日頃

十日程前再奉命此頃著當分なり取紛居申候

亂筆御推覽可被下候

再度朶雲御投與一々相達拜見仕候彌御壯剛に御奉職大賀此事に御座候本邦も都合無事御放省可被下候弟も早春來上坂いたし候處大久保板垣イ藤其外來訪引つゝき勅使をも玉わり候次第乍去行がゝりも有之候事に付前途之目的も一定不

(大久保は大久保利通)
(板垣は板垣退助)
(イ藤は伊藤博文)

致るは容易に出京も難出來候間意見反復相論じ彼是兩月ほども相かゝり終に一定候都合に弟之意見も行ひ候と申事に付無余儀去月下旬歸京仕候乍然實地之工合如何可有之歟何分にも輕舉燥進之弊は制度を以防拒之外手段有之間敷と相考へ申候此間には筆頭に難被盡苦心計りに只々今後 皇國安寧を企望候處より出候心事而已に又々地獄界へ落入申候御憐察可被下候

(此書は宛名署名及び月日を開く明治八年三月十八日の頃木戸孝允が河瀬眞孝に贈れるものなり)

五三 吉田右一宛書翰

明治八年三月十九日

亂筆高恕

先以御清適大賀此事に御座候過日は朶雲御投與拜見仕候協同社之處も引つゝき御配意と奉存候此度彌社へ御出勤被下候に付は弟より爾後御擔當有之度云々書付差出置候方可然趣井上中野よりも氣付有之候に付則別

(井上は井上馨)
(中野は中野梧一)

帝差出申候何も無御腹臆願申候

一 萩城事情も色々之風評も有之世上を煽動候に付るは確證も有之申候乍去格別之事も不得致と存申候少壯輩方向を迷亂候而後來實に可憐之至に而只管見血病之一部に不陷様と存申候過日本梨始連名に而い細申越已後は何事も木梨へ而已申越候都合に御座候無左るは種々之謬聞より却る害を生し候氣味も有之木梨などの考も右之通に御座候間至極同意に御座候尤木梨は如御承知病弱に付内外御助力萩城等之事は別る御力添於弟等も願所に御座候

(木梨は木梨信)

一 松原藤雄儀等級一等昇進候方可然との説も御座候間則其段申渡置候間御都合に願申候同人も授産之事は至極心切に而重疊と存申候爾他松原へ申置候事も御座候間御承知可被下候
一 頃日は御高詠御示難有奉存候近藤老人も折節來訪に候得ども兎角懶惰に而懸御目候様之拙詠も出兼申候御一笑可被下候

先は御答旁相呈候其中時下別る御自愛第一に奉存候草々頓首

三月十九日

尙々當春は何卒木梨も出京候は、少しは保養にも可相成と存申候御都合を以御周旋御願申候以上

右 一 老 兄御内披

孝 允

(右一は吉田右一)

五四 中井弘宛書翰

明治八年三月廿一日

先日は朶雲御投與拜見仕候彌御壯榮に不相替夜白御樂眠に遙察仕御羨申候さては弟も井上馨より頻に被促正月早々上坂いたし候處諸先生續々來訪不得止愚按之目的も吐露いたし候末到底諸彦之見込も一途に歸し引つゝ勅使等を辱し無據又々地獄界に落込申候御憐察可被下候此間之苦情憂思秃筆に難盡候歐州之夢御一覽被成御再會之節何も御嘶可仕候折角當時得閑地候は一身上に而は無此上大幸と奉存候に付昨夏鴨厓に東山一

望之小樓を相もとめ置申候間世上へは風月之暮を以謝絶いたし候決心に御坐候處是又不能如意遺憾此事に御座候別に珍話奇談も無御坐種々之好事家は随而随分多く相成申候

(上野は上野景範)

上野公使本野鈴木及横山へも可然御致意御願申上候又格別なる新聞御坐候は、御示可被下候

(本野は本野一即カ)

將來は何卒世上も穩に學者も商人も農夫も安心して其業に嗜み候様只々企望いたし申候智慮がないからむやみに散財し金がないから又た智慮も

(鈴木は鈴木金藏)

つかすと申様之有様に付今少し人々全體之損益利害を顧み勘定いたし候

る全體之損害に少しもならぬ様注意いたし候て徐々と息子が孫か之時までは國らしくも相成可申歟と存申候年々歳々斷而行之鬼神避之と申様な勇氣を各々勝手次第に出され候は困却いたし申候輕舉燥進を防拒候は制度之外いたし方有之間敷歟と相考へ申候

先は御答旁申上候其中時下御自愛第一に奉存候其中面白き事御坐候は、

入御耳可申候草々頓首

三月廿一日

松 菊

(是夢は中井弘カ)

是 夢 老 兄

豚兒正二郎と申もの頓に歸朝可仕之處去夏已來一向音信無之如何と懸念仕候

五五 杉孫七郎宛書翰

明治八年三月廿二日

斯く御願仕候とも例之御流儀に付雨天彼是何と歟御文句を御案じいやと必竟御斷被成候事と奉存候得共何卒西洋食事なりと日本食事なりと差上度候間御奮發被成候は是非々々御光來奉待候草々頓首

三月廿二日

(此書宛名署名を闕くも明治八年木戸孝文が杉孫七郎に贈れるものなり)

五六 井上馨宛書翰

明治八年三月廿五日

亂筆高恕

朶雲拜見仕候縷々御示之趣い細了承其積りに何も承り見可申候道理之
兩立候處甚六つヶ敷場合にも發表之上は何卒甘く參れかしと其而已萬禱
仕居申候先夜も御内話仕候通兎角人之都合により候も相立候制度故確た
る處も乏しく隨而其々一面に當る力と申もの甚弱く只々制度之妙は平均
に有之強きものも偏に強からず働くものも偏に働かれざる事尤肝要たる
處と存居申候處其工合終に六つヶ敷隨而幾度制度相改まり候も兎角永
久不致人以而常となす様に相成候次第に御坐候此度之處も甚心頭にかゝ
り痛按此事に御坐候何もまた拜青可申上候草々拜復

三月廿五日

浪華兼新橋の

今 玄 坐 下 御 内 密

無 策 生

(今玄は井上馨)

五七 檳村正直宛書翰

明治八年三月廿六日

過る廿一日之朶雲昨夜相達拜見仕候彌御清適奉賀候杉孫七郎も着京已來
多忙に御坐候由乍然傳承候へは笠置月瀬等へ遊び大和廻りをいたし候と
申風聞も御坐候に付御地に而多忙は當然之事と愚考仕候東京も至極靜
謐寒暖尤不順なるには病骨は甚困却仕候

大人も御快氣之由重疊に奉存候拙毫叶思食候へは本懷仕候
金瓶も杉孫之氣付も御坐候由當人よりも圖面を以申越口之處最前之考と
少々違ひ候歟と被思候に付杉孫まで申越候寺院減祿に付舊舊勝景も忽荒
廢云々實に遺憾千萬文明之國は如此處之保存誠に行とゞき眞に羨敷事
も不少是等之事に付候はどふ歟助力之工夫有之度と頻に愚考仕候
地面ロステイシ近邊之義色々御配意被成下候由御繁務之央何とも恐縮實に御高
意之程奉謝候御序之節どふぞ宜敷御願申置候鍊道成就候は、世人之入京

も一倍可仕歟時々西京之静美を思ひ出し魂飛申候別符乍御手数杉孫へ御届御願仕候先は爲其草々頓首

三月廿六日

松 菊

(十八眞は横村正直)

十八眞老兄御内披

五八 井上馨宛書翰

明治八年三月廿八日

朶雲拜見仕候彌御清適奉賀候過日來不一形御奔走御察申上候折角今日は如何やらと朝より御待申居候事に御坐候然處板垣も未來着不仕候へは別段相變り候事も有御坐間敷明日は十二字頃には是非大久保へ罷越可申其節は大概は先夜御談仕候通之都合に可仕尙御都合次第弟參上仕候も不苦候間無御容赦何も御示可被下候先は御答まで草々頓首拜復

廿八日

板退も定る一兩日には遅くとも來着可仕候

(板垣は板垣退助)
(大久保は大久保利通)

(世外は井上馨)

世外老兄御答

松 菊

五九 伊藤博文宛書翰

明治八年三月廿八日

先以御清安奉賀候さては脳痛に而昨夜來難義仕候今日參院不仕候に付諸彦の可然御願仕候○世外云々昨日板の相話し置申候定る河野の談し候事と存申候先は御願まで草々頓首

三月廿八日

兎角時候之かわり頃には舊病之餘響有之候處此度はいつもより工合あしく些困却仕候以上

博文 様御内密

孝 允

(博文は伊藤博文)

六〇 伊藤博文宛書翰

明治八年三月廿九日

昨日は態々御返書難有奉存候今日も脳痛今以不相治候間參院不得仕大臣

木戸孝允文書卷十五 (明治八年三月)

八十三

公始諸彦へ可然奉願候草々頓首

三月廿九日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文様

六一 井上馨宛書翰

明治八年三月廿九日

床中亂筆高恕

朶雲拜見仕候先以御清剛奉賀候過日も鳥渡爲窺候處兎角御留守之由彼是
に久敷拜青不仕候○政體書之漸取調相濟候に付條公へ差出申候○今日
阿州邸會合は節角昨日小室陸奥よりも申越候然處昨日より腦痛に丸々
外勤も不得仕今日快く候は、可參と申越置候處今以治し不申難儀仕候○
約束書は昨日陸奥へ差返し申候彼方之考通りには随分後害可有之あと
に別添削之分いかにも可然と相考申候間此段入々陸奥に申越置申候
通例之事に候へはやケ間敷よりは早く同意いたし候方相好み申候得共間

(阿州邸は蜂須賀茂韶邸)
(小室は小室信夫)
(陸奥は陸奥宗光)

違候と國と民とに關り候に付此趣陸奥へも申込置申候先は御答まで草々頓首

三月廿九日

尙々兎角時候のかわりめには舊病之餘響に候歟腦痛相起り候處此度は
先日來少し抑水に冷し浸し申候外勤候故歟痛み長引些困却仕候乍去格別御按不被成下
様奉願候○老兄御歸坂一應之まで御身上之事なり相運ひ度あくせく氣をもみ
候得共何分はかどり不申其上司法之云々面倒なり腹が立なり困迫仕居
申候今暫御見合御願仕度奉存候○先日來は日々江戸の櫻と難波の牡丹
日々御樂のよし指をくわへて羨み申候以上

今 玄 閣 下内密御答

一 侍 從

(今玄は井上馨)

六二 吉田右一宛書翰

明治八年三月三十日

先以御清適に明日は御發途と奉存候過日來度々御光來忝奉存候何卒鳥渡

木戸孝允文書卷十五 (明治八年三月)

八十五

(平原は平
原平右衛
門)

なりとも御暇乞旁御尋可仕と相考于今不快に引籠居候間終に御無沙汰仕候千萬乍御面倒平原一條は吳々も相片付候様可成丈奉願候延引いたし候中には又種々之混雜出來仕候何分中野之邊も御合被下よろしき様に御願仕候○此黨彼黨と申様に至極不宜候得共萩城士族の中も公論之歸着候處に候は、折節兩三人位東京へ人撰を以被差越候は、往々獨立之志も起し可申是又御合置被下宜敷御料理奉祈候○近藤翁も來月十日頃出立に上京候由一説には杉家内同行と申様にも承知仕候段々東京之骨董連共近藤翁之小品どもを念懸け居候間着候は、弟之方へ預け置候様申尊可被下候左候は、必保護はいたし可申候乍去隨分他へ譲り候了簡に御座候へは弟引受け可申此段を御逢之節は御通し可被遣候先は爲其如此に御座候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

(近藤翁は
近藤芳樹)

三月卅日

尙々岡政一も今日着いたし候よし未面會は不仕候井上馨一條も司法省

(小野は小
野善助カ)

之處種々葛藤を生じ居小野某と申もの二月餘も爲其に他人相對等も出來不申よし誠に難澁千萬之次第困り入候事御座候以上

(右一は吉
田右一)

右一 様御内披

孝 允

六三 伊藤博文宛書翰

明治八年三月三十日

昨日は態々御光來奉謝候于今片鬢きり、痛み全治不仕候に付今半日丈けかこひ可申と奉存候に付大臣公始御尊御座候は、可然奉願候且又頃日御調相成候一閣三院之書類草稿御手元に御座候は、御符中に御投與被下度もし御手元に無御座候は、巖谷へ被仰聞早々相廻し吳候様御願仕候先は爲其草々頓首

(巖谷は巖
谷修)

三月三十日

孝 允

博文 様御内披

(博文は伊
藤博文)

六四 伊藤博文宛書翰 明治八年三月三十一日

亂筆高恕

(世外は井上馨)
(板垣は板垣退助)

過日來度々御光來奉謝候さては世外一條に付煩念いたし候間今日は推
參院萬事御相談可致と相考候處御不參に付残念千萬に奉存候板之論に
は世外裁判官面前に公然陳述候方公平至極に可然との事に御坐候得
とも例之内情を相察候は於弟も甚不案心に相考候に付必竟世外を出し
候事を不相好は別人より承知候處に於は裁判官有心と申説も御坐候云々
と相論し候末濫澤陸奥兩人之内よりプライベートにして河野へ面會を申
入右兩人中より大藏當時之有様を得と相論じ候は、世外云々之處も相分
り可申と申事に於此段板より土方を以河野へ申込置候都合に御坐候間濫
澤陸奥へ老兄より従前より之都合等得と御示諭被成置被下候様希望仕候
又々行違候と大に不都合相生じ申候先は爲其取急如此御坐候草々頓首

三月卅一日

(濫澤は濫澤榮一)
(陸奥は陸奥宗光)
(河野は河野敏謙)
(土方は土方久元)

(博文は伊藤博文)

濫陸兩人はプライベートに於同人どもより面會を申入候成行を相語
り候と申都合に御坐候間左様御含二氏へも御通し可被下候以上

博文 様極内密 至急

孝 允

六五 伊藤博文宛書翰 明治八年三月三十一日

(板垣は板垣退助)

亂筆御推覽可被下候司法之處致於小生も不落着云々は今日板垣談話
中十分相論し置申候

(土方は土方久元)
(河野は河野敏謙)

御手紙拜見今日板垣より土方へ談じ土方より河野へ談じ候由然處河野も
井上之一條に於内話候も嫌らひ有之候歟之様子に於其段過刻土方より報
知申候其故其事は無策なり乍去格別害と申ほどの事は有之間敷候付は
一破裂はいたし方無之如御書面處分相成候外いたし方有之間敷候付は
陸奥氏より明朝別に承知候ともいたし方無之陸奥を待受候もよろしく
候へ其他客陸續來り候は困却いたし候間貴殿御承知置可被下候小生今日

(陸奥は陸奥宗光)

水戸孝元文書卷十五 (明治八年三月)

八十九

も推す外勤候處どふも工合あしく明日は朝より客を相避け度と存居申候
先は御答まで草々頓首

三月卅一日夜

尙々先刻土方之報を得候に付折角御通じ可申と存居候事に御座候以上

博文 様内密御答

孝 允

(博文は伊藤博文)

六六 田中不二麿宛書翰

明治八年四月五日

朶雲拜誦別昏慎に落手仕候御多事態々御持せ被下奉萬謝候過刻は折角
御光來被成下候處萬失敬而已申上奉恐縮候何も御容赦奉願候勿々頓首奉
復

四月初五

孝 允

奉 復

(此書宛名を聞く明治八年木戸孝九が田中不二麿に贈れるものなり)

六七 大久保利通宛書翰

明治八年四月九日

亂筆高恕

拜啓先以

御清適奉賀候さては今日拜青之上可申上と奉存候處昨夜來持病之腦痛差
起今朝之處出勤仕兼候間以書中申上候一昨日於三條殿御評議御座候元老
院人員撰擧之處板垣内情に非は是非如別紙二度に御沙汰被仰付度段頻に
陳述仕候其元因は佐々木松岡を一同に被仰付候とはと申云々之内情より
相起り別人にも及び候事に於拙弟は至當之事とも不相考候得共達を縷
々陳述之事に付二段に被仰付候とも纔日數之前後仕候位に付大臣公始御
納得之上に御座候得は別に強て異論も無御座と申答へ置候處内密此段言
上仕吳候との事に御座候間此段大臣公へも申上候依て其儘入御聽置申候
草々頓首再拜

(三條は三條實美)
(板垣は板垣退助)
(佐々木は佐々木高行)
(松岡は松岡時敏)
(大臣公は太政大臣三條實美)

四月九日

尙々本文之趣言上仕候上は大臣公始思食次第にて於拙弟別に申上候様
無御座候拜

(別紙)
追啓

別紙相認候後今朝佐々木松岡一同に被仰付候は甚困迫仕候趣内情又々
承知仕候付は二度如に被仰付候方可然歟と奉存候尙餘は拜鳳可申上候
敬白

甲東盟臺下内密御直拆

孝 允

(甲東は大久保利通)

六八 伊藤博文宛書翰

明治八年四月九日

亂筆高恕

昨日御別れ申候後昨日御内話いたし候元老院人員撰擧云々に付松岡佐々

(松岡は松岡時敏)
(佐々木は佐々木高行)

(板垣は板垣退助)

(大臣公は太政大臣三條實美)

木なと一同被仰付候は板垣甚以困迫いたし候邊縷々承り他之人員之二度めの部に相加はり候も必竟其等之關係より相生し候事に可有之と旁至當之事も不相考候に付再應相論し見候へ共無餘義内情も有之是非二度に御沙汰被仰出度との事に御坐候間纔之日數相違候事に付大臣公始御納得被爲在候事に御坐候へは異論無之と申候處弟より内々申上吳候様と之事に御坐候間則今朝參朝仕候可申上と奉存候處昨夜來持病に付今朝は出勤仕兼候間則書中を以申上候然處今朝も又々其内情承り佐々木等云々付昨年來之間違に先達を割腹なといたし候ものも有之云々之内情有之候間是非二段に御沙汰被仰出候様にと頻に企望之次第に付是又大臣公へも申上候何卒其邊御含置被下可然御料理萬禱仕候○人撰之處此上は何卒別參議に少々議論有之候とも斷然相運候様大臣公へもとふそ御心添奉願候先は爲其草々頓首

四月九日

本文之次第に付於弟も二度に被仰付候可然と奉存候

博文 様内密御獨覽

孝 允

(博文は伊藤博文)

六九 檳村正直宛書翰

明治八年四月九日

亂筆高恕

先以御清適引つゝき御配慮と遙察仕候府下も都合静謐不日御制度も徐々御着手有之候事と存申候何人寄れば文珠之智恵と歎申諺も御坐候へ共中々名智も出兼只々蹉跌無之處を頻に企望いたし申候于時日吉神社一條も漸相運木村も不日歸京に相成申候是も存外長引申候西京屋宅其外不一形御面倒と奉存候尙よろしく御願申候弟も頻に西京之事思起し何卒鴨厓へ片時も速に閑居仕度只々萬禱いたし居申候尙又毎々御面倒ながら左之件々御願仕度御繁務中いかにも恐入申候

一 過日御送り被下候墨儘に落手仕候代價之處打忘れ申候後便に御示し

(木村は木村正幹)

相願候

一 乍御手数數在梅にゐもいつれにゐもよろしく盞臺茶托一名申候も五好品御坐候は、被仰開候幸便に御送與御願申候

一 熊谷三四郎三男被相頼先日より學校に爲通不日入込ませ候都合に御坐候是まで之處は弟之處に世話いたし遣わし候得共學校へ罷越候已上は一年に凡百圓位も相かゝり申候付は已後は弟手元まで送り吳候様被仰聞可被下候左候へは別にも片山喜八之小供等世話いたし遣わし候分も有之候に付其引受之ものに束世わいたさせ申候先は右御願旁如此御坐候乍毫末大人始御満堂様へ可致御致意奉願候其中時下御自愛第一御坐候草々頓首

四月九日

松 菊

十八眞老兄御内披

(十八眞は横村正直)

七〇 井上馨宛書翰

明治八年四月十日

さて々々今日もどふ歎日和に相成候得共世間を想思候得は日和の心持は
少しも不仕候今日は小金井と歎へ御花見と歎申事に付御留守歎とも奉存
候得共不得止左之趣申上置候昨日之御答書は拜見仕候于時今日も弟は腦
病不宜に付引籠居候處板垣より條公へ此度後藤副島被爲召候付は格別
從

(板垣は板垣退助)
(條公は三條實美)
(後藤は後藤象二郎)
(副島は副島種臣)

至尊御使に亦も被差立御促し有之候様にと申立候様子條公も御困り之よ
し弟へも被仰聞候得とも御尤とは決る難申上實に板退も不遠慮と申候亦
も餘りと存申候昨日小室へも副島之事など相話し候處同人は能く承知板
垣も同人之事は十分承知と申候然るにかりそめにても
至尊を弄ひ候様之事申出候は弟等は少しも不忍事に御坐候御歸り次第早
々急々十分に是等之事は小室へ御論し込被遣候様萬禱仕候昨日大久保之
論も御承知之通りなり決る不條理に無之此談なども大久保承知候は、明

(小室は小室信夫)
(大久保は大久保利通)

され可申候歎息々々御降察可被下候先は爲其草々頓首

四月十日

民 守カ

(世外は井上馨)

世外 老 兄内密御直披

七一 杉孫七郎宛書翰

明治八年四月十二日

昨日は御疲と奉存候御歸臥後は一入御疲勞ともには無之哉と奉存候もし
も無左候は、千萬申上兼候得共今日御退出懸けより直に御光來被成下彼
燈籠御直し被遣候得は大に難有奉存候願わくは片時も差急き申候爲樹木
にも少しも早き方よろしき由何卒御差繰被成遣候はどふぞ御願仕候先
は爲其草々頓首

四月十二日

尙々吳々も御願仕候今日も御退出懸け早々奉願候左候へは植木屋共直
に呼寄せ申候又々雨天になり候ては日數も相かゝり申候拜

木戸孝元文書卷十五 (明治八年四月)

(笠塚は杉孫七郎)

杉 笠塚大兄御内々

木戸 松菊

七二 伊藤博文宛書翰

明治八年四月十三日

過刻參堂仕候處御出勤後に付令閨君へ申陳置候間いつれ御承知被下候事
と奉存候參議先生一統をも折角之議に相招度候得共如御承知手狭に付大
久老人(大久は大久保利通)此事は令閨君へ御頼(山縣は山縣有朋)而已相招且貴所に御苦勞相願山縣へも申通し置
くへくと存申候乍去自然他參議先生をも相招候方可然との事に御坐候は
貴所より御傳へ可然御取計らひ御願仕候何も任御高案候に付よろしく
御駈引可被下候先は爲其草々頓首

四月十三日

尙々乍御面倒御一答御願申上候以上

博文 様御直

孝 允

(博文は伊藤博文)

七三 川路利良宛書翰

明治八年四月十四日

亂筆御推覽被下必御火中奉願候

(井上は井上馨)

(板垣は板垣退助)

(大藏卿は大隈重信)

今朝は態々御光來無御服職御示諭萬謝此事に奉存候付は縷々何も申上
候通之次第に寸分も別に一物も無御坐また小生之井上を強而撰舉仕候
と申候は全く素人之疑惑に現場之情實におゐて難忍事に御坐候是も必
竟板垣始氷解上より起り候事に付撰舉之論も一層盛なる次第に御坐候小
生も井上之處決有心には有之間敷と愚考仕候其譯は段々之行が、り申
上候通に當人も奉職は甚迷惑之由に御坐候處是も強而被相迫終に板垣
など之説に同論仕候事に御座候且又訴訟上より起り候事にも無之判理局
之事務を再調らべいたし候處より起り候事に今朝も御嘶仕候通大藏卿
よりも大臣公へ大藏に一應取調らへ(必竟事務上より起る事に付如此)可仕趣も申出候由論
へ申候 尙又如別番申出候ものも有之是も大藏卿之説と一致に御座候此
書面は爲御考按眞之御内々に先生まで御覽候次第に付必御他見は御無

用に御願仕候旁之都合に付板垣よりも御登用相成候を決る不苦趣も大臣公へ申上候由差急候事は大坂已來實に又不得止之情實有之申候事務上之事に候へばと申處に是も基き候考と存申候先は爲其申上候草々頓首

四月十四日

尙々御探索書一見仕候疑惑上之説を謬聞候事と被存申候

今朝御内話之今別之一書は早々御廻し御願仕候拜

三白別番は御一見被成候は、直に御返與御願仕候

(川路は川路利良)

川路先 生内密御直拆

木戸

七四 伊藤博文宛書翰

明治八年四月十四日

(井上は井上馨)
(大久保は大久保利通)

昨今政府上にも一向御見受け不仕承り候得は些御不快之由定る御當分事と相考へ申候于時井上一條に付難事出來事により候得は一紛紜を生し大に不都合に至り候歟とも相考へ申候其に付候は兼る大久保より貴下

へ御内話もいたし置候由付るは兎に角明日は御出勤有之度候其前早天御宅まで罷越巨細とも處分之都合御右手合いたし置度候間左様御承知被下何分之義御一答奉祈候草々頓首

四月十四日

尙々彼一件今日 臨御に御發表に相成候先日來井上云々に付御聞及之事も少しは齟齬有之候歟とも相考へ申候小生も同様なり司法には随分如石に相成居申候以上

博文 様御内披

孝 允

(博文は伊藤博文)

七五 伊藤博文宛書翰

明治八年四月十五日

御答書拜見明早天工部省へ参り可申候何卒御早めに御出省奉祈候長引候ほと不工合を生し此後葛藤候は一難事と竊に心配いたし居申候先は爲其草々頓首

赤羽根は伊藤博文

木戸孝文書卷十五 (明治八年四月)
四月十五日

赤羽根様御直

百二
九段

七六 田中光顯宛書翰

明治八年四月十七日

亂筆高恕御火中々々

三大伊は三條實美大久保利通伊藤博文
河野は河野敏鎌

昨日は難有奉存候于時三大伊面會云々終に折合不相着河野も必竟有心歎に被相窺候と申事に御座候何にしる困り申候もの鳥渡内密入御耳置候先は爲其草々頓首

四月十七日

城北

城南は田中光顯

城南老兄極密御直披

七七 川路利良宛書翰

明治八年四月十七日

亂筆高恕御火中々々

大臣公は三條實美
大イは大久保利通伊藤博文

先以御清適奉賀候さて頃日は色々御懇談奉多謝候昨日大臣公始大イ二參議公然御談議も御坐候由之處到底決局に至り不申候由此後一難事と愚考仕候必竟小生も只々平和を慮り候より種々竊に心配仕候得共毫も小生主として撰舉論なり其他今日之關係を相論し候と申事は無御坐過日も入々御内話仕候通浪華已來之云々も有之爲其板垣なども専ら上申も有之候様相察申候小生之主として相論し候など、申事は素人説に而現地之事於情實上も難出來事と於小生は相考申候格別蒙御高配候事に付爲御安堵一應申上置候此上は大久保板垣兩參議始御決論に隨ひ候事元よりに御座候先は爲其眞之御内々如此に御座候草々頓首

板垣は板垣退助

四月十七日

尙々司法連も疑惑上より生じ候事は相違無之是等は實に浩歎之至に御坐候以上

川路は川路利良

川路先生御内密

木戸

木戸孝文書卷十五 (明治八年四月)

百三

七八 森寺常德宛書翰 明治八年四月十八日

朶雲拜見仕候只今客來大取込に付眞之御一答まで申上候明日は至極難有御座候へ共些差間御座候事御座候乍去自然得閑暇候は、參上可申上候先は爲其草々頓首

四月十八日

(石崎は石崎肅之方)

尙々石崎云々いづれ拜青ならでは難申盡候何卒明日は弟に無御構御催し奉祈候得閑暇次第參上仕候以上

(森寺は森寺常德)

森寺 様御内答

木戸

七九 井上馨宛書翰 明治八年四月十八日

先以御清安奉賀候さて昨日は御妨仕候彼一條も如意不相運實に御氣の毒に奉存候承り候得ばどふ歎近日一應御歸坂之よし付るは其御覺悟云々等

口不明

之御嘶も承り及候處其は些御過按どもには無之哉と愚按いたし申候必竟左様陥り候事に御坐候へば弟等も別に苦慮仕候事も無之候得共安心いたしかたき所より何歎と苦心仕此度奉職後も民會云々及ひ此一條等に付候^{□なり}も夢寢間も安着いたし得不申依^{□なり}また趣向をかへ根本之措置へ御着手相成候様周旋いたし居候事に御坐候付^{□なり}は如何之事歎も過慮之餘一應申上候草々頓首

四月十八日

尙々弟も萩城已來苦界不少御推察可被下候以上

世外 様内密御直

孝 允

(世外は井上馨)

八〇 青木周藏品川彌二郎宛書翰 明治八年四月十九日

各兄彌御清適に御奉職大賀此事に御座候過日浪華より一書差出申候定^{□なり}頓に御落手と相考へ申候弟も其つゞきに^{□なり}乍鐵面皮不得止奉勤候處些卒

木戸孝尤文書卷十五 (明治八年四月)

百五

爾に而後悔なきにあらず去餘り諸先生等も自畫自賛は出來ぬ丈けには
いたし置申度と存申候

○府下に格別珍事とては無御座此頃は奔走に苦しみ申候政府中には歐米
に例し無之苦情如此御推察可被下候

(彌二は品
川彌三郎)

○彌二兄申上候北堂君御不快に付當春一書御左右申進じ其後一向到來無
之いかゞ哉と懸念いたし候へ共定る何事不申參を見候は必御全快と想像
いたし候へ共不安心に付先日桂太郎より爲相尋候處如別紙申來大に安心
仕候何卒御安堵可被成候尤來年までには御歸朝もよろしかるべきと存申
候乍老衰弟等も二兄方之事を時々思起し羨敷候る魂飛候様覺へ候事不敷
度候

○桂太郎も來月は出發仕候る罷出申候

(青兄は青
木周藏)

○青兄申上候御舊温之事屢々申參りどふ歎よろしく再嫁口有之候歎之よ
し其に付るは金談事も老將軍より申參り候實に御氣の毒ながら六七百圓

は御奮發不被成るは相濟間敷左候る早々御片付に相成候方御良策と奉存
候何分之儀迅速御答相願申候其とも御愛惜之御内情ども御座候は、何時
にも差留可申候間御歸朝之上再□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
候思食次第無御用捨被仰越可被下候
先は明日之幸便彼是取込居申候間眞之一筆御左右申上候尙御自愛第一に
奉存候草々頓首

四月十九日

尙々御舊温一條之御答必々速に奉願候于時今日二月廿三日付之朶雲相
違申候寒き青蛇と御認に候處寒きと態と御認は舊温御したひ之御意中
に左も御認かね被成寒きと云二字にさるとれと申御趣向どもには無
之哉左も候は、早々御復職之周旋可仕候呵々

(青蛇は青
木周藏)
(苞式は品
川彌三郎)

青蛇
苞式

一一 兄御内々

松 菊

制度變革等之近況は桂より直に可申上候

八一 中村弘毅宛書翰

明治八年四月廿一日

先以御清適奉賀候さては兼御承知之探偵人當月分之給御序之節御拂出可被下候先は爲其草々頓首

四月廿一日

孝允

(弘毅は中村弘毅)

弘毅 様御内々

八二 片山喜八宛書翰

明治八年四月廿一日

亂筆高恕

(憲司は彌司輔照)

先日来申上候通之事に付是初より之行か、りは得と御話し置可被遣候且又決り此上とも強所望仕候序に、は無彌御清適大賀奉り候さては額面鷹司殿御染筆被爲成候に付御送り申候間御座候間必々御容赦なく御示し可被遣候以上よろしく奉願候とんだ行懸りに、甚心配仕候尙無御腹臆奉願候外に申上候度件も御座候得とも急便故差扣申候勿々頓首

四月廿一日

木戸允

(片山は片山喜八)

片山 先生御直拆

八三 榎村正直宛書翰

明治八年四月廿四日

亂筆高恕

(木村文卿は木村正幹)

朶雲御投與拜見仕候先以御清適大賀此事に御坐候過日本邸文卿歸京之折一書差出し候處定、途中に、行違ひ候事と奉存候何歟不一形御配意被成下萬謝難盡奉存候近日より鳩居堂一應歸京仕候由に付不用之墨も其節相頼み可申と奉存候先日はまた不願御多務中御面倒之儀相願恐入申候東京目撃之有様は木邸北條等よりも御承知と存申候政府上之處は過日勅書被仰出候に基き徐々着手之都合に御座候一々章程其外重大之事に付随分面倒に御座候其上また内密は不可言困難不少御想察可被下候先は爲其草々頓首

(北條は北條大兵衛)

四月廿四日

尙々土手町弊宅之處どふ歎玄關をも御なやみ被下候由先此まゝに被成
置可被下候弟も亦得一閑暇候は、烏渡なりとも御地へ罷越度奉存候は
しらの少々ねじれ居候分は直り候へは無此上烏渡六つヶ敷候へは大ね
じれ不仕丈けに御工夫奉願候草々拜

十八眞老兄御内披

木 門

(十八眞は
横村正直)

八四 井上馨宛書翰

明治八年四月廿四日

亂筆高恕

例之人員明日は發表と奉存候

雲章拜見仕候過日は御光來奉謝候さては態々帽御持せ實に御手数と奉存
候如御承知弟之頭は異形に有兄之御用ひ之分に有は些工合あしく候間ど
ちらに違ひ候もよろしく御坐候へ共其故人差出し申候

(後藤は後
藤象二郎)

(板垣は板
垣退助)

(諫早は諫
早作次郎)

一 後藤之論は昨日板垣へ相論し議長は議員に有入札撰擧之都合に落合
申候兎角流儀論主張には十全を企望候に不一形苦慮御察し可被下候
一 諫早云々同人兼有同志を出京爲致度段節々申陳候へは弟は決有不被
行事と申開け置候乍然滿城之士人中に有同志とも何派とも云ふこと無之
折節は公論之上に有都下之形勢も爲知候様相成事に御坐候へは可然と存
候得共是又金之都合と申ものも有之容易何とも難申此邊は何も縣廳之見
込に随ひ不申有は不相成と申候

右之論は少々(以下缺)

世 外 老 兄 極 密 御 直 披

城 北

(此書は月日を闕くも四月廿四日認めしものなり)

八五 井上馨宛書翰

明治八年四月廿四日

今朝御投書拜見仕候今日參院後板垣へも意見縷々吐露いたし見候得共不

(板垣は板
垣退助)

木戸孝九文書卷十五 (明治八年四月)

百十一

納得に付甚歎息之至に御坐候弟之考に於ては今日之立法官と申ものは未歐米各國之議法官之如く元より全備は不仕候得共
 天皇陛下におゐて其源を開き漸次に立法官之真境に導せられ候
 思食と奉存其とて今日御設け相成候上は元より法となるべきケ條を御洩らし被成候譯は決る無之と奉存候得共直ち
 天皇陛下同等之權を御付與被成候様にと申候は餘り之事と相考へ申候然るに板垣に於ては先日之
 勅詔に於て全く立法官設立之御主意と相辨へ立法之源を廣めと申事は立法官を立派に御立被成候事に申張漸次に御擴充被遊候譯には引受け不(以下欠文)

(世外は井上馨)

世外 兄口口密

城北

(此書は月日を開く明治八年四月廿四日に認めたるもの如し)

八六 井上馨宛書翰

明治八年四月廿九日

亂筆高恕

過日は御光來奉謝候今日は何歎と御高配御察申上候弟は何分老兄へ御依頼仕候心得に付何もよろしく御願申候今日高輪に罷出候處不圖手間取どふ歎柏村へ御待被下候歎之御噂も御坐候由に付御斷之趣態と申上候山縣
 穴戸遠藤へは相通じ申候穴戸は如別番申托し申候二氏は出席と被相考申候何も可然御料理奉祈候先は爲其草々頓首

四月廿九日

孝 允

(世外は井上馨)

世外 老兄御内々

八七 井上馨宛書翰

明治八年四月

亂筆高恕

今日は一書相呈置候心得に御坐候處態々御答書奉謝候如貴論何をなすも

(大久は大久保利通)

(イ東は伊藤博文)

世の爲め人の爲め則立君定律も其外には出不申事に付大久なりイ東なり皆其爲の外には考も有之間敷且々行道の少々違ひ候處より兎や角と紛紜申候得共同一致に相成候上は少々は互にこらへ合ひ不申は決る物事成就不仕是が則堪忍力と歎申もの歎と存候得其所詮やケ間敷せり立られ候には困り入申候乍此上御序には飽まで彼連中へも御諷諭奉祈候乍不及弟は元より其を枉げ候事はいたし不申候

(山田は山田顯義)

一 過日御内話仕候御身上之一條弟は幾應にも公明に御引受け之方爲後來可然と奉存候昨夜山田司法大輔に相談じ罷出候い曲兄へ御嘶仕置候様相談じ置申候萬一何歎御失念上より出候事に御坐候得は其丈け之責を御受けまでに決る賢人君子と雖も行事中に過ちなきを保つと申事は難出來事と奉存候何も其餘は拜青御直話可仕候先は爲其草々頓首

(以下欠)

(玄王は井上馨)

玄王 坐 下御内密

允

(此書は月日を關く明治八年四月の書なるか如し)

八八 井上馨宛書翰

明治八年四月頃

亂筆御推讀是願候別番之處御口上振りはいか様とも先如此もの歎と相考へ申候

(イ藤は伊藤博文)

(三は三條實美)

(陸は陸奥宗光)

今朝は難有奉存候イ藤へは御傳言之趣申傳へ置申候板と申合せ三へ申込催促いたし置申候付は此上無主意にみ見合せ候譯には參り兼申候凡如別番ものにははいか、哉と奉存候陸へ相談之間合もありかね申候よろしく御計らひ御願仕候三の取消と申晰もまた一方より承り候へは道理も有之申候然し是は最早いらぬ事に御坐候取急草々頓首

玄 様極密御火中々々

伴

御返事は極急き申候

木戸孝允文書卷十五 (明治八年四月)

(此書月日を闕く明治八年四月頃の書なるべし)

八九 内海忠勝宛書翰 明治八年五月一日

亂筆御推讀可被下候別紙乍御手数數御家來より御届御願申候
爾後御平安大賀々々東京之都合も凡御推察通別に申上候ほどの事も無之
乍去弟之苦心は此ほどの事は無之何事も後悔は先にたゝすとやら今更歎
息仕候于時山本重介頃日歸朝不取敢例之一條及示談候處當人も本人之事
に弟も是まで本人とは少しも甚迷惑之都合實に我家を捨て、他家相續と申
事は強も難相勸實に當惑且は吉敷之御隠居へ對し候も御氣の毒千萬
甚苦心仕候早速方向を替へ候る速に詮議仕候外いたし方無之此段不惡御
了承可被下候先は爲其不取敢得貴意申候其中時下御自愛第一に奉存候草
々頓首

五月一日

(平原は平
門) 原平右衛

尙々先日御願仕候平原之道具引受け候分丈け必早々御手元へ御受取置
被遣幸便に御送與御願申候實に毎々御手数數何とも恐縮之至に御座候何
にも御報致し度無御容赦御申聞け可被下候草々

(忠勝は内
海忠勝)

忠勝 老兄御内披

孝 允

九〇 吉田右一宛書翰 明治八年五月一日

大亂筆御推覽可被下候

(前原は前
原一誠)

爾後御平安珍重奉存候過日は朶雲御投與拜見仕候前原も病氣之由實に病
氣とは乍申長引候には困り申候此上は早々快氣次第例之ねらん無之上
京待入申候

(諫早は諫
早作次郎)
(井上は井
上繁)

(從三位は
毛利元徳)

○諫早等も昨日出京い細井上よりも一書差出し吳候様相頼置申候昨今大取込
り御一覽の上可然御料理被仰合御願申候
○從三位公已に今朝御出立い細は頓に御承知と奉存候何卒此度は寛容に

木戸孝九文書卷十五 (明治八年五月)

百十七

(木梨は木梨信二)
(吉富は吉富簡二)

御駈引有之候様御付之ものにも注意不仕は不相成と申置候御氣付之事も御坐候は、木梨など被仰合御申上可被成候御旅宿之處は矢原之吉富方可然と申上置候清潔にも有之小眺望も有之旁御都合と奉存候左候三田尻へ御着之上人力車にも些御工合不宜何卒御合に御周旋相叶候事に御座候は、縣應之馬二疋ほど御用立に相成候へは無此上と奉存候其も公より御頼被成候は余程御氣兼之よしに付弟より内々御頼仕見吳候様御頼被成候老兄にも御都合相成御用間どもに候は、三田尻まで御迎に御出懸けとも被成候は、別御都合歟と奉存候乍去是は現場之御都合次第なり

○授産一條に付御依頼帖は後便相認め候差出可申候

(中野は中野梧二)

中野木梨へも可然御致意御願仕候別符乍御面倒御届御願仕度毎々御手数何とも恐縮仕候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

五月一日夜半

尙々政府上之處も不可言苦心困難卒爾東行いたし候は實に後悔仕候呵

(右一は吉田右二)

右一様御内密

孝允

九一 井上馨宛書翰

明治八年五月一日

(大久は大久保利通)
(外事とは朝鮮へ行き戦後の決末を付るな云ふ)

今日は遠方へ態々御光來實に恐入申候明日大久へ御逢被成候は、前途終に干戈に至り候ときは必外出候外事引受候之任は甘く御談し詰被遣候様奉願候且又弟之今日従前之説を不得止一變いたし早く大久とも相談いたし置度とこゝろせき候も大體政府之目的不相定互に危疑いたし候内世上之議論如沸にしてませかやされ候は遺憾至極と相考へ其上昨年も弟は不戦論に引退いたし候事大久も如何と懸念も可有之昨年まで之處猶豫いたさるゝを我より戦をもとめ候勢今日之事はどふでも政府に所分は不致は不相成次第に付弟も到底之見込大久にも吐露いたし置候得は大に都合能と相考弟も如此心外苦心之事も無之付は是非此度は共責に立

候も至當と相考決心申出候次第に付此微志大久にも十分に相合吳居候も互に盡力仕候に付るは更に異論無御坐候間此段吳々も御合被下昨日一書申上候心事は東亦御通暢被成異論無御坐候へは満足之至に奉存候且御高意難謝盡奉存候尙又大久度々弊宅へ來訪も氣の毒千萬都合により弟より罷越候もよろしく此段も御談可被遣候如此終決末までも氣にかゝり候て些御忠告に背き候次第なれ共自ら知る心經病御憐察可被下候分離役之三人三頭を揃へ候上は随分現場之處今より氣になり申候草々頓首

五月二日

松 菊

(世外は井上)

世外 老 兄内々認御直

九二 森寺常德宛書翰

明治八年五月二日

雲章拜見仕候今夕より横濱に罷越候前約御座候に付自然御來訪被下候も駈違候は不都合千萬に付今日にも明日にても正院に御出被下候得

は無間違拜青可仕其中手隙有之候得は御尋も可仕と相考候得共四日まで
は前約々と相成居甚困却仕候先は御答まで草々頓首

五月二日

尙々過刻御願仕置候事は何卒御合置可被遣候

(虎門は森寺常德)

虎門 先生御内答

木 門

九三 青木周藏宛書翰

明治八年五月三日

亂筆高恕

爾後彌御清適に御奉職珍重此事に御座候弟等も碌々消日仕候間御放省可被下候不日桂太郎出發候に付着獨之上近況何も御承知可被下候
自畫自贊式は輕舉燥進之弊を防拒候には制度を以てする之外いたし方無
之弟積年こゝに憂ふるところ御座候に付過日大略得貴意候通不得止之行
かゝりも有之候間一盡力可致と隨命出京候も逐々相論じ聊其端相立候得

(品川は品川彌三郎)

ども少々不熟之菓を無理にもぎとり候様之氣味も有之苦心不少乍去今更後悔候もいたし方無之且々一始抹相着き候まで乍不及盡力可致と存申候然し今以腦病全治不致繁劇なると必其餘響有之困迫至極に御座候實に兄なり品川なり之御境界を羨み申候

萩の方から屢責問に預り申候其譯は御舊温どふ歟再嫁之都合も出来候歟のよし付るは御付與之金高承り度との事に御座候弟もはきと承り不申候に付専断も出来兼候得共最初之行がゝりも有之屢之催促に付出過ぎケ間敷候得共五六百兩位は大方御附與にも可相成歟と申越置候愚考にはたとへ今少しは御入費相かゝり候とも速によきもらひ先御座候へは再嫁に相成候方後々之都合可然と存申候兄にも克々御熟按被下度必もらひ手も必土産を目的に可有之彼是時機を失しもらひ手も無之益老境に至られ候は再嫁など、申事も六つヶ敷可有之自然其節兄之美細君と比翼連理之御樂みを朝夕指を喰わへて羨まれ怨まれ候も中々五百兩や六百兩に替へ

(烏田は烏田良信)

られ候事には有之間敷歟と奉存候烏田も居候得共何分最初之つゞきを以屢弟は責問を受け候都合に付御舊温之御附與金と凡御留守へ一ヶ月どれほどつゞくと歟申事を急に御示被下度五六百兩と申事は不得止申越置候得共また御考も御座候は、御示可被下今少しは御増し被成候とも御誠には中々もらひ奉存候且又もらひ手も持參金を目的とは申手は六つヶ敷此邊は御反顧相願度候條詰度約束等は嚴重に無之るは相濟間敷と被考申候此邊はまた誰歟へ可申越置と奉存候

歐洲之近況如何有益之新聞なりまたは心得とも可相成件々は一つつゝ、廉書に御序之節御示被下度御願仕候

先は任幸便右申上度如此に御座候其中時下別る御自愛第一に奉存候草々頓首

五月三日

松 菊

(青蛇は青大周)

青 蛇 老 兄 内 密 御 直

九四 伊藤博文宛書翰

明治八年五月五日

(豚兒は木戸正次郎)
(河野は河野敏謙)

出勤掛豚兒歸朝之趣得電報候間鳥渡迎ひに可能越と相考へ申候今日河野なるもの來訪縷々情實陳述とふと歎御工風有之候方往々爲裁判にも可然歎と相考申候爲前途を慮り候事に御坐候乍卒爾御料理有之候も不宜候得共河野等は裁判之方には随分多信用人物に付御案し置可被下候大分底意を推候事も御坐候何も拜青と申縮候草々頓首

五月五日

尙々今日は隙取候へは出勤不致自然と何と歎諸先生御尋御坐候は、御斷置可被遣候無左も候は、御捨置可被下候

(博文は伊藤博文)

博文 様極密御獨披

孝 允

九五 伊藤博文宛書翰

明治八年五月五日

琉球一條書類御廻し申候内史よりも如別紙申越候に付御急き之事と相見

へ申候御一覽後其趣を以寺島其外へにても御廻し可被成候先は爲其取急草々頓首

五月五日

孝 允

(芳梅は伊藤博文)

芳梅 様御直

九六 内海忠勝宛書翰

明治八年五月六日

亂筆御推讀被下候御火中々々

先以御清適大賀此事に御座候頃日山本重介一條に付一書得貴意候處御覽被下候哉何卒好男子を早々見出し度と頻企望仕候

(豚兒は木戸正次郎)

一 色々御高配被下候處昨日豚兒無障飯朝仕候大藏省より之注意之船成就之由に於英國在留之もの豚兒とも五人歸朝仕候

山口範藏之子も歸り申候由丸に日本語は打忘れ候様子

平右衛門息子太作は後とへ残り候由豚兒之分も逐々遣ひ込彼是手つまの不合處より同敷女親老處に於虚喝を申公使官にも取合不申候様子乍去先

(平右衛門は平原平右衛門)

(河瀬は河瀬眞孝)

日御送りに付直に傳信を以申越候間河瀬公使取替候事と存候實に親之心得違より子までも世上へ不信を買ひ不都合千萬に御座候弟も大分又々損失と存申候

(片山は片山喜八)

一 片山東上之便りに瓶懸け丈は慥に相届き申候そは香爐なまこ水指等は幸便に奉願候定る老兄之處へ差出し候歟と奉存候
一 實に春來非常之御高配を蒙り何も其御影に相運然るに又々御面倒之事申出些御立腹之由にも申窺ひ何とも恐縮至極自省いたし見候も申譯無之御了簡平に御願申候弟も平おやちと云又子までも莫大之迷を負わせ其上其間に心配いたし電信だの何だのと繁多之中も自費に相周旋不致るは不相成云ゆるどろほうに負ひをうつと申事にも可有之歟と餘り不面白餘つひ々々御面倒之儀御願申出候然し此謝罪は決る何も辭し不申候に付毫も無御容赦御命令偏に御願仕候先は爲其如此御座候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

五月六日

尙々萬謝難申盡奉存候地方官會議之儀も被仰出候御東上は如何東京も都合無異改一條に相は随分苦心繁雜少しは未熟之業を無理もぎ之氣味御座候へ共乗かけ候上は一決末は相着け不申るは不相成と其而已張合に勉強仕候拜

忠勝 老兄内密御直披

孝允

(忠勝は内海忠勝)

九七 檳村正直宛書翰

明治八年五月六日

乍御手数數此書狀相届候は、御一答相願候

亂筆御推讀可被下候

朶雲拜見仕候彌御清適大賀此事に御坐候弟も且々無異御放意可被下候東京も都合無異御改革一條も逐々着手乍去随分重大之事件に付容易に相運兼其上未十分熟せざるものを無理にもぎとり候様之氣味も不少候前途之

着手も輕舉燥進を防ぎ只々後と戻り無之損失無之様にと全國を顧思候も企望仕候事に付一決末に至り候までは云ゆる乗かけたる舟にゝどふ歟不仕るは不相成と甚苦心仕候地方官集會之事も已に被仰出定而御東上と奉存候

(木村は木村正幹)
(北條は伊勢華)

一 御繁務中色々之御面倒相願恐入申候茶托は木にゝも錫にゝもよろしきもの御坐候は、木錫ともに御送り被下候而よろしく先日も申上候通鳩居抜け歸りいたし不日東上仕候に付此便に御托し被遣候得は別而仕合申候其外二三品御願仕置候ものも自然相調居候は、同時に奉願候尤御多繁之事に付決る毫も差急候儀にゝは無御坐候間此段御合置可被下候

一 額面之事を北條へも相托し置候處都合克參り候は、何卒御頼申と御一聲御願仕候

一 墨は幸便次第不用之分差返し可申と奉存候誠に乍御手数數墨一挺分之代十圓幹山よりも頃日陶器差送申候間此代三十何圓歟と相考へ申候間乍

失敬御家來よりにゝも右之兩賣主の別符之内五十を以御拂わせ被下候様御願仕候

先は御答且御願旁奉呈候其中御自愛第一に御坐候草々頓首

五月六日

十八眞老兄御内密

(十八眞は横村正直)

(下文は別紙に認め封入) 頃日不氣付にゝ一應此書中へ五十圓相包み込克々勘考仕候へは御規則も有之候事に付又々郵便切手に取替則御送り申候千萬御手数恐入候得共御家來よりにゝも可然御計らわせ奉願候

九八 井上馨宛書翰 明治八年五月六日

亂筆御推覽萬々一も此文言等自然相洩れ候は、大失策に付御一讀之後直に必々御火中々々

木戸孝尤文書卷十五 (明治八年五月)

朶雲拜見仕候先夜は御苦勞之上決末之御狂言別御疲と奉存候 不明 折節
は玄宗皇帝御困め被成候事と侍從等は別恐縮仕居候事御坐候

一 平岡來藏一條色々御面倒と奉存候確乎ときまり相付居候へは爾後縣
内より出京候ものゝ爲にも大によろしく何卒廉書にして來藏へ扱振之規
則書にても御示に相成居候へは別緒り方可然と奉存候

一 司法云々折角弟之考にも御濟せに御歸坂に相成候得は大に都合よ
ろしく弟等も一大安心仕候儀に頻に其運を企望仕候へ共規則前に參り
兼候事に此々かしこ皆意心傳心差略而已に御坐候間精々差急候もい
つまでと申所目的はつきり相立兼候に付其爲^カ内々實に心配仕居申候大木
へも先日來及催促候事も有之裁判官之繰替等之都合も有之候由一昨日大

(山田は山田顯義)
(河野は河野敏鎌)

審院被相立候に付司法審之章程も御渡に相成申候付は無間着手之事と
相考候へども大木先生も引當に不相成事不少其故山田へも得と申聞置申
候右之次第故拜青ならでは中々難盡候先日來河野にも度々面會一昨朝も

(大木は大木喬任)

(大久保は大久保利通)

(青浦は西島青浦)

來訪同人之心事も承り色々底意を推見候處同人之考へも口では不申候得
共底は無之様只々次第丈相立度と申様之意味も御座候乍去此人は今日關
係不仕候得共裁之方へは大關係有^{内々}之此度轉移候に付も諸裁判官大久保
へも罷越候各々建言もいたし居又尤之事も御座候

一 明日菜山入札へは參り不申兄御間^カに御座候は、青浦にても差越御注
文之一品へ入札爲致候もよろしく御差圖次第に可仕候先は爲其草々頓
首

五月六日

尙々司法云々實に右之次第候に付拜青御相談可仕候其中御勘考可被下
候愚考には今少々手間取候とも一片付相成居候方實に重疊と奉存候拜

(今玄は井上馨)

今玄 老兄極内密御獨披御火中々々 侍 長

九九 井上馨宛書翰

明治八年五月六日

木戸孝允文書卷十五 (明治八年五月)

(萊山は京都の萊山堂)

翡翠之水指は三百三十圓に相もとめ賣主より一割出して取かへし度と申候を萊山相拒み候由に付明日入札爲致候も大分高直に候間此段御合置可被成候別に御嘶も可仕參上候へ共御留守故引取申候頓首

五月六日

侍 長

(今玄は井上繁)

今 玄 先生内密

一〇〇 井上馨宛書翰

明治八年五月廿四日

(山田は山田顯義)

亂筆御推讀可被下候尙山田へ申越候積り御坐候

(立木は立木兼善)

御手昏拜見立木事頃日檢印等相濟候へども被申付候事不相分候に付昨日

も催促いたし候處居所不相分昨日は司法省へ尋ねたり何そいたし候由に御坐候

(大島は大島貞敏)

大島課長之事山田よりも預相談候に付種々論談いたし見候得共好趣向無之由其に付昨日まで山田へも不致返答參院之上内密相談いたし候へ共好

(池田は池田瀨一)

工夫無之大島課長に而は元より我々の好む處に而は決る無之候得共氣遣無之と申候イ藤へも相談し候事に御坐候

其譯は立木而已ならず此度新任之判事皆不慣に付自ら課長は辭し候由立木と申候も大島池田之上に立候をいたし候と申事は必六つヶ敷其ならばとて別人を出し候と申候も其人は大底新任而已のよし池田はは大島之下故此事に而已池田を大島の上にと申譯には難出來次第に可有之且又無左とも始終世間なり司法中なり兄が何か跡ぐらき候様申觸らし其を頻に弟どもが保護候様引受合候氣味御坐候處現に頃日一見仕候書類等に而も明白なる通り實に裁判等之有心故藏敷と相考候へは服が立ち候てたまり不申何卒此度之處は明白に此上御辨論書類之處に而も當然之儀弟等も面色を一洗いたし候處を企望仕候

今日も大島之一條今一應相談し見可申候得共如何可有之哉前文之次第に付此上同人もと申事は難題敷と相考へ申候何も其上に而承知候事も可申

上候草々頓首

五月廿四日

九段

(築地は井上家)

築地 様内密御答

一〇一 尖戸璣同夫人に贈れる書

明治八年五月廿五日

山口縣士族

尖戸 璣

東京府華族

清水谷千枝

一夫一婦は人生の常道男は外を治め女は内を治むるは室家の常務是れ其の三綱の一に居り而して五倫の叙に缺く可らざる所以なり其初め二氏の約を立る父母の命を得て媒妁の言を待つもの全く人事に成ると雖とも豈亦天定の嘉耦に出ると言はざるを得んや此日此夕既に親迎の禮を以て于

歸の儀を成し二姓の好を合して一體の誓を定む自今以往夫唱婦隨の道を以て偕老不渝同心如一憂樂俱に分ち甘辛同く嘗め以て三綱五倫の目に乖かざる明瞭なること火を賭るか如しと保證する者は從三位參議木戸孝允也

明治八年乙亥五月廿又五日

(此書は尖戸璣清水谷千枝と結婚の儀を行ひし日木戸孝允其夫婦に與へしものなり)

一〇二 井上馨宛書翰

明治八年五月廿五日

昨日杉氏より高輪邸之一冊相廻候處過日於深川柏村など、御相談いたし候とは家扶と歟之評議とて三分の二或は四分の三も相減し候様之次第其中には無根之説も有之清覺院の金河村養現方へ預け置云々是も先年少々相預け置候由然處河村七兵衛と歟河村養現方之金と一同相預け候てとも損亡候よし其はさて置高輪評議も一向其所詮無之に付杉より熟覽候様

木戸孝允文書卷十五 (明治八年五月)

百三十五

(杉は杉孫七郎)
(柏村は柏村信)
(清覺院は毛利齊元側室)

申候得共右之都合に付預相談り候事相斷一冊も其儘差返し申候此段御合
までに申上置候草々頓首

五月廿五日

(此書は宛名署名共に開く明治八年木戸孝尤が井上馨に贈れるものなり)

一〇三 山田顯義宛書翰 明治八年五月廿六日

朶雲拜見御證書早々御持せ恐入申候儘に落手仕置申候今日は必御出浮と
奉存候何も御序と申縮候拜復

五月廿六日

木門

(山田は山田顯義)

山田 様御答

一〇四 井上馨宛書翰 明治八年五月廿七日

御手番拜見仕候弟も今日大木に逢候は、否内談仕見可申候兎に角此一事

(大木は大木喬任)

早くさら々と相濟せ度實に公明之事と難も奥齒にものはさり候様之
譯に而彼是へ相響きいま々々敷御座候先は御答まで草々頓首

五月廿七日

伴七

(今玄は井上馨)

今玄 様御内答

一〇五 吉富簡一宛書翰 明治八年五月廿八日

亂筆御推讀可被下候

過日は朶雲御投與拜見いたし申候彌御清安大賀此事に御坐候弟も出立相
迫り候に付何歟と取込居申候井上も不日歸京に可相成と待居申候御書中
にも有之候通實に年光如矢過る十七日は忠正公五年之御祭事往時を追想
いたし只々涕涙之外無之此際之艱難困苦を思ひ起し版籍奉還も纔七八月
之機を失し候ときは方々之兵隊ども各々割據いたし今日にてすら強藩之
餘毒は不少候處當時之勢に而は四分五裂は申までも無之實に人民之塗炭

(井上は井上馨)
(忠正公は毛利敬親)

何日に太平之氣象を顯はし候哉元より難期一新は終に國家之大不幸と相成べく之處

忠正公其形勢と道理一孝尤之言も御信用被爲在候御採取被遊候に付且々弟之盡力も貫徹いたし候次第に偏に

忠正公之御誠實と御恩とに御座候當時諸藩は不及申我長藩之兵隊論にも腦髓はむちやくちやに被致申候于時福澤諭吉佐賀縣一條より臺灣に移り

候次第認候もの有之候と御書中に御座候處何に某之もの御坐候哉御手元に御坐候は、御投與是願候弟も一向近來新聞等も不見候故迂遠千萬御座

候先は御答旁如此に御座候林勇藏一條に付候も申進度御座候處容易に難盡後便と申縮候同人も實に隠然盡公之事希有之ものに御坐候人は如此

人こそ貴とけれ功名榮利に汲々たるものは當時猫も杓子も皆是也花麗美なるものは實少し人は實こそ肝要と存申候巧言之ものは世間甚おそろし

く御座候先は御答まで草々頓首

(福澤は福澤諭吉)

五月廿八日

福澤之書は必々御頼申候中ノへも可然御傳言可被下候本勝負之大なるは甚不宜朋友中此事はまじめにならぬ様互に戒慎第一と存申候以上

(樂水は吉富衛一)

樂水 兄御内々

松 菊

一〇六 井上馨宛書翰

明治八年六月五日

亂筆御推覽可被下候必々々御火中々々

御平安大賀々々さて元老院章程に付

天皇陛下之大權を限制候處不少第一過日之

勅詔にも被

仰出候通漸次に立憲之政體を御制立被遊候思食に御坐候通僅々たる元老院之先生に未一度之會議も無之已前に自分どもの權を強求候は實に不都合千萬と被相考申候其元因は陸奥張本に社中を動かし板垣などへも

(陸奥は陸奥宗光)
(板垣は板垣退助)

張合置候事と相見へ申候然處其事不被行已上は自然元老院連も辭職板垣なども辭職候歟も難圖然るときは對人民候も對外人候も第一天皇陛下へ奉對候も不容易不都合去とて行がゝりいたし方も無之事と相考へ申候實に陸奥なども漸次誘導いたし候處には少しは注意いたし吳候得は實に國家之幸福に御坐候處誠に浩歎之至に御坐候左候へは手切れ破裂に至り候故大坂已來之連中とも之都合も明白に無之は不相濟其邊御勘考置可被下候依る爲其此段御内々入御耳置申候草々頓首

六月五日

再白實に弟之再勤いたし候は幾應にも無智不識之至耻入申候元來は弟は板垣などの黨にあらず又政府先生之黨にあらず政府先生よりも眞に信用幾分か有之候之事に御坐候へは少々満足之事も有之候得共時宜之左様一道具に被供候而已に之之次第には元より無之又板垣など之急進へ目的なしに相隨ひ候譯にも參り兼付る始終不愉快(以下切斷)

(今玄は井上馨)

今玄 老兄極密御獨披

伴七

地方議長は實に々々百日之徵役よりも御いために御坐候

一〇七 井上馨宛書翰

明治八年六月七日

(板垣は板垣退助)

申其故中々顧問などは不思寄事と被相察申候此末破裂に至り引分れ候へは其次第明瞭に有之度と頻に企望仕居申候兼る板垣を御同様に相論し候ときは行政之方に權力無之はと頻に申候事も有之申候何故に如此切迫に申立候歟相分り不申定る別に同人へ相迫り候ものにも有之候歟彼方之形勢相分り候は、御聞せ被遣候様相願候先は爲其草々頓首

六月七日

(此書は宛名署名共に缺く明治八年木戸孝元が井上馨に贈れるものなり)

一〇八 尾崎三良宛書翰

明治八年六月七日

亂筆高恕

態々朶雲御示奉謝候實に弟等之目的は徐々全備候事平生之企望に御坐候處兎角如此齟齬出來候には歎息に不堪必竟何事も役人之爲に人民却る危険之境に望み候氣味不少嗚呼草々頓首

六月七日

孝 允

三良 老兄拜復

(三良は尾崎三良)

一〇九 井上馨宛書翰

明治八年六月七日

亂筆御推覽可被下候

一昨日一書差上候處御一覽被下候哉元老院章程一條に付候は破裂候歎も難計付は不得止板垣なども御同様に又相離れ候は、では不相成行が、りに至り可申歎昨年來之次第も御候間此邊之處條理明白にいたし置不申る信義不相濟と奉存候依る其節は御一同に其段陳述可仕候此頃何歎

(板垣は板垣退助)

と多々心事騒々不取敢一書相呈申候御一答被下候へは幸甚々々

六月七日

尙々實に亞細亞人種之僻とは乍申申合候事を経め漸次に通徹いたし候と申事は實に難出來浩歎々々陸奥などもいが、之心得歎遺憾千萬に御座候拜

(陸奥は陸奥宗光)

世外 老兄御内密

城 北

(世外は井上馨)

一一〇 大久保利通宛書翰

明治八年六月八日

亂筆高恕

先以御清福奉賀候さては元老院章程一條に付昨日も板垣參議の意見陳述仕見候處同氏之考案と齟齬仕甚遺憾に奉存候付は此末之處及一破裂候歎も難圖誠に以歎息之至幾應にも保全之道を企望仕候は元より之義に御坐候得共到底不得止次第に至り候へは無是非事と奉存候依る今日御高案

(板垣は板垣退助)

をも相窺置度と奉存候處已に御退出に相成居候間引取申候何卒明日は此段御合置被遣拜青之上御窺可申上候自然御不參に御座候へは參上仕度候間一應御様子御尋申上候草々頓首拜

六月八日

孝允

甲東先醒御内拆

(甲東は大久保利通)

一一一 大久保利通宛書翰

明治八年六月九日

亂筆高恕

雲章拜讀縷々御示之趣敬承仕候一昨日異論之末反復討論随分涉過激乍遺憾不得止義と落着仕候處今日少々模様相尋られ候事も御坐候此末如何相成候哉元より可成丈保安之積りには被思候間此段は御合置可被遣候いつれ明日御參院御座候得は其上に御高案相窺可申候草々頓首拜復

六月九日

(利通は大久保利通)

尙々一昨日之處に於は一破裂之外いたし方無之奉存候に付昨日一書申上置候事に御坐候今日少々相分り候都合は何も明日可申上候拜

利通老臺内密拜復

一一二 井上馨宛書翰

明治八年六月十日

朶雲拜見仕候昨夜は深更まで御苦勞に奉存候御書面之趣承知仕候文部如きは御尤に候へ共別は少々之違ひは出來可致歟と奉存候爲其草々頓首

十日

木戸

井上様拜復

(井上は井上馨)

一一三 井上馨宛書翰

明治八年六月十六日

今朝御手紙御投與之處昨夜來服痛に漸今朝一睡仕候折柄に付御答も不仕御容赦可被下候明日之處い曲承知仕候會議之方之一條に於日々困却何

木戸孝允文書卷十五 (明治八年六月)

百四十五

卒速に差繰候も罷越度候得共はきと難申上いづれ三四字頃には必相成可
申と奉存候此段御合置御援兵御願申候先は爲其草々頓首

六月十六日

尙々明夕烏渡本願寺之見分も不仕おは不相成精々差繰候様可致と奉存
候以上

玄 老 兄 御 答

件

(支は井上
馨)

一一四 田中不二磨宛書翰

明治八年六月十七日

朶雲奉謹誦候先以

御忠壯奉恐賀候さては不存寄珍品御惠投御高意奉萬謝候野生こそ不一形
蒙厚眷顧に拜趨可相伺之處兎角取紛失敬申上候偏御容赦奉願候先は一應
之御請まで奉捧呈候いつれ拜青御禮可申上候勿々頓首奉復

六月十七日

(田中は田
中不二磨)

尙々外出中に直ちに御答も不申上奉恐入候拜

田 中 盟 臺

木

戸
拜復

一一五 井上馨宛書翰

明治八年六月十八日

(板垣は板
垣退助)
(後藤は後
藤象二郎)

昨日は朶雲御投與被下候處折柄外出中に御答も不申上候板垣一條は弟
も他より一手段相廻らし置已に昨日も後藤へ参り一體之情實
神州今日之有様も大略相論元より制度上におゐては別に異論も無之事と
相考弟も終に昨夜來中暑に甚困苦仕候いつも日陰之盡力周旋而已にも
引受け之様相成弱り果申候先は御答まで草々頓首拜復

六月十八日

尙々板垣に芳梅も出逢候おは如何實に各如面多少之異同有之候には困
り入申候拜

世 外 様 御 直 拆

允

(世外は井
上馨)

(芳梅は伊
藤博文)

一一六 伊藤博文宛書翰 明治八年六月十九日

先以御清適奉賀候さては議案一條に付御相談仕度義御坐候に付乍御苦勞何卒今朝九時半頃までに御參院相願度爲其態と得貴意申候草々頓首

六月十九日

尙々十字半頃より本願寺へ罷越地方官も盡參集いたし候都合に御坐候間心せき申候間此段御合置可成丈け御早めに御願申候以上

博文 様念

孝 允

一一七 大久保利通宛書翰 明治八年六月廿日

新聞紙屋傍聽は禁止の事或は議院規則其外に付候るは随分議論不少候縣治條例も可成丈け速に御渡奉願候再拜

亂筆高恕

拜呈今朝御噂御坐候主務一人と申候はたとへ政府中にあも内務なり大藏なり一事に付議案之説明をいたし候ものゝ事に御坐候毎事件説明と申にては有之間敷候得共自然其議案之主意難相解時歟又は是より其主意を擴充いたし度節は辨明いたし候義に決る混雜は出來仕間敷と奉存候付るは是非當日には其任之人説明之有無にかゝはらず出席は無御坐候るは都合に奉存候今日表向申上置候次第に御坐候尙又此段入御聞置度奉呈候草々頓首

六月廿日

孝 允

(甲東は大久保利通)

甲 東 老 臺御内披

一一八 大久保利通宛書翰 明治八年六月廿四日

亂筆高恕

別紙は自然御留守之節は可差上置と奉存持參仕候に付則相呈申候神田孝

水戸孝允文書卷十五 (明治八年六月)

百四十九

平は尤民撰議院家にも頻に政府之束縛を相論し少しは波及候氣味も御坐候由付るは此度之地方會議之規則等は至極不満足に被相察申候於政府も漸次御誘導之御目的にも候得ば此前にも却る轉任被仰付候方可然歟とも奉存候○種々口實を以新聞紙屋傍聽被差免候方可然段地方官連中ともより願出候事も可有之歟と被相察候事も御座候然る上被差免候よりは機を見り其前に被差免候方可然と奉存候是は都合を窺又可申上候此邊も神田等主謀と相考へ申候此段をも御含まで申上置候草々頓首

六月廿日

孝 允

甲 東 老 臺御直

(甲東は大久保利通)

一一九 伊藤博文宛書翰

明治八年六月廿二日

彌御清適奉賀候警察書類儘に落掌新聞條例別に愚見無御坐候御布告に相成候得は少も速なる方可然と奉存候○今日直に警察之議問は附衆議候積

りに御坐候第二之議案も早々御調之邊企望いたし申候以府上御一決に相成候へは少し前に僕丈けは一見いたし大意を了得仕居不申るは差問申候間御調次第少しも早く御廻し御願申候先は爲其取急早々頓首

六月廿二日

尙々先日憲法規則等多々紛議御坐候得共始か大事と漸取押へ申候乍去未少々は相残り候事も御坐候此度之御役割は實に御いたため同様尤不得手之事に於只々心配而已困却此事に御坐候以上

博文 様御内密

孝 允

(博文は伊藤博文)

一二〇 吉富簡一宛書翰

明治八年六月廿二日

彌御清安珍重此事に御坐候さては昨冬山内久三郎より無餘義頼談之末宗像直二郎證人に相立自然久三郎異約之節は直二郎引受候と申事に御坐候て無據周旋可致と相答當春三井へ口入いたし馬關三井於出張所貸渡候都

(三井は三井商會)

木戸孝允文書卷十五 (明治八年六月)

百五十一

合に御坐候然處三井へは逐々小生口入之預け金有之候事に付其を後口といたし候而山内にも貸渡候都合に御坐候然るに先達而山内且宗像よりも延期之事頼越候に付三井へも相渡此度延期丈けは聞届候運に至り申候然る處右之次第に付小生口入之三井へ預け金は不被動次第に甚困却いたし申候付而は宗像直二郎證人に而萬一之節は同人引受候約束に付同人より一萬五千圓丈け之質物を出し吳申候得は預け金之動きも相付候次第に付い細先日井上より御傳言申候事と相考へ申候何卒右之趣縷々宗像へ御談被下必其御運に是非御頼仕候先は爲其如此に御坐候草々頓首

(井上は井上)

六月廿二日

尙々三井にも格別之譯に而山内之分も少々は利下げにいたし候事と存じ候以上

(簡一は吉富簡一)

簡一 様御内々

孝 允

一三一 伊藤博文宛書翰

明治八年六月廿三日

亂筆御推覽可被下候

昨日開院且々整頓議案第一條及決議申候憲法規則等に而議論百出甚やケ間敷御坐候處防壘を守り終に規則中へ落し入申候爲處今日は警察一條は結決可申と相考申候付而は委員を命し
上奏之草案に取かゝり可申候付而は其間空しくいたし居候譯に不參候間續々と議案は御下けに相成不申而は不都合千萬と奉存候先達而用意申上候處預御一論候に付左も可有之歟と相考候處追立られ候様相成甚不工合に御坐候且又議案御下けに相成候に付而は僕も一應了得仕置申度旁迅速に御願申候

○議問は最前も御晰いたし候通現場却而不都合混雜之基に相成申候御垂問之義に付方法議案丈け御下けに相成候方運ひ方よろしくと奉存候
○民會一條も意見先日御晰見申候處御一論も御坐候事に付任御説候次第

故順序はいか様にもよろしく順々政府より御下けに相成候處御願申候
○御下問議案類に付諸縣一般に關係いたし是以下は政府に處分相成候
義是以下は衆議を以決し候と申處之大綱相分り候處は議案へ御付札に
も御示し可被下候尙又政府より御垂問に相成候大意は議案一同御下け可
被下候先は爲其取急草々頓首

六月廿三日

孝 允

博文 様御内披

(博文は伊藤博文)

一二三 井上馨宛書翰

明治八年六月二十四日

亂筆御推覽被下御火中々々

えらい々々々こまり舛御察々々

誠に此節は夜白繁劇實に困却仕候于時先日阿州邸に傍聽人連中を相招き
頻に民權論を主張候而政府に相迫るなど、申流説盛隨分政中にもは頻に

(阿州邸は蜂須賀茂韶の邸)

(小室は小室信夫)

其論も御座候小室は其心事も何もよく承知候人に御座候へ共世間には只
管小室之深謀之様にも申觸し申候何卒御内々情實御承知被下候而御洩し
奉願候先は爲其草々頓首

六月廿四日

尙々小室へは弟より此事を尋ね候と申事は必御用捨置可被下候以上

(玄は井上馨)

玄 老 兄御内密

伴 老

一二三 井上馨宛書翰

明治八年六月廿五日

(小室は小室信夫)
(大久は大久保利通)

頻(前文欠)に他之傍聽人などを集め候やケ間敷なと、段々風説御坐候付而は勢知
らぬ事にも小室之謀主の様相響き甚不面白昨日大久も些噂をいたし居
申候
東京府知事へ同人之論於弟は至極よろしき事と相考へ申込置可申乍去前
條之如き説政府中にも頻々御坐候而は運方甚不宜弟は小室は決る傍聽人

(東京府知事は當時大久保忠寛)

(阿邸は蜂須賀邸)

などを阿邸へ招集させ候など、申事はいたさぬ譯と奉存候。御歸坂云々は早速大木へ承り合せ御答可仕候乍去御書中に如連中は不知に可憐次第有之云々は於弟は左様には無之と相考へ申候知而可憐云々と奉存候老兄如何呵々

六月廿五日

今頃日一日千秋困却仕候

(此書宛名署名を聞く明治八年木戸孝允が井上馨に贈れるものなり)

一二四 井上馨宛書翰

明治八年六月廿五日

朶雲拜見仕候間違と申事に御坐候へは益残念なり今日も議院へ罷出候處其評判取々已に明日もどこと歎に右之第二會相催し候由縣令共も段々我縣之傍聴も被誘我縣も被誘候と頻に申居随分一癖こしらへ候事と相見へ申候

(大木は大木喬任)

今日大木へ手番差越申候處請取丈け参り返答承知不仕様子相分り次第可申上候先は御答まで草々頓首

六月廿五日

老 伴

(玄は井上馨)

玄 老 兄内御答

一二五 伊藤博文宛書翰

明治八年六月廿五日

亂筆御推覽可被下候

至急差向候事件而已左に申出候に付早々御評決御願仕候

一 民會之一條可否相決候上區戸長を以假りに相設け候分は此度御垂問に相成候規則を基本として逐條決議に可及候事

一 已に公選に於民會相開き候部も有之且又今日之勢日に進昇之次第に於他之區戸長を以相設け候部に比類し中止爲致候事は萬々決る難出來却る患害を生し候事と相考へ申候付は公選之部は此度御垂問相成候公選

之規則を基本と爲致候都合に可致候間此段於政府も御一決に相成居候様仕度候事

萬一異論御坐候とも決り現場萬々難被行事と奉存候

一 新聞紙屋は先達る丸に相拒み候處現場於議院書記爲致見候も多員衆論之内現實多少之齟齬も出來却る満足不仕氣味も有之其とて各々論し候まゝを當人に書記致させ候ときは於議場相論し候事と違へ勝手に相認め候弊難防付るは却る新聞紙屋を入れ候方可然と相考へ申候其上終に各議員其方を便利と見込申立候ときは於政府も相拒み候道も無之付るは機を見て差許候方可然と奉存候其上今日之様子に於は且々整頓いたし居候事に付新聞入込候も却る可然歟と奉存候格別不都合は有之間敷と相考申候先日大久保へ一書申越置候處此度は相拒み置候方可然との主意にも相見へ候得共第一重之各議員其方を便利と見込相願候以上は無理に差押へ候事は於政府難出來候各議員も今日其氣合に相成候は聊整頓いたし候處

(大久保は
大久保利
通)

より起り候工合も有之申候且又早々御決し可被下候

一 今日議案無之に付手持無沙汰何卒明後日は御下けに相成候企望仕候無左るは返答も出來兼申候

一 民會之儀は手間取可申と各員も相考へ頻に此議案速に御下けに相成候様にと頻に企望候ものも不少此段をも申上置候精々此規則も始は抑制進歩に隨ひ漸次に寛め候都合に御調第一と奉存候已に昨日相調居事と奉存候へ共尙御心付も御坐候は、御直し可被成候
先は爲其取急草々頓首

六月廿五日

尙々何分之御答早々御願仕候明後日は道路之議案を出し可申候付るは一日位は民會を議も延引候譯に付得と御勘考第一と奉存候

(博文は伊
藤博文)

博文 殿至念

孝 允

是又早々御答御願申候

一二六 伊藤博文宛書翰 明治八年六月廿五日

別紙相認候後警察費之御答拜見いたし申候昨日委員に相調候處官費二百萬圓余に相成申候乍去今日まで尤に警察入費無之地方も有之候位に付當年御着手と申譯にも參り申間敷至急之處より漸次に御着手相成候可然事と奉存候別に御尋候人も無之候間何も發言不仕候
○道路之議案は明日中には是非御下け相願度明後朝は開議不仕るは實に手持無沙汰不都合千萬に御坐候別紙之廉々御一決之上至急御答御願申候草々頓首

六月廿五日

尙々道路議案明日中には相調候事と奉存候晩になり候もいたし方無之逐々催促いたし候へとも押へ置申候印紙局之方は直に相運候事と奉存候以上

(博文は伊藤博文)

博文 殿御直

孝 允

一二七 伊藤博文宛書翰 明治八年六月廿五日

亂筆御推覽可被下候

頃日來御承知相成居候警察官費之義僕は現今之景況を想察いたし百八十万圓餘之内三分一を民費之積りに於議場各員へ申示置候得共現に主務に百八十萬圓外に相辨し其上内務卿之考も其積りなり隨其調も其通に成就候ものに付るは必竟僕之誤解に御坐候付るは自然各員中より預質問候節は孝允之誤解と申外有之間敷と相考へ申候於政府も其に御不都合は元より有之間敷と奉存候得共一應爲念御尋仕置候に付淺草議院へ一筆御確答御願申候爲其草々頓首

六月廿五日

尙々最前御示令之都合も御坐候間貴下何事も議院關係之事は御尋申

木戸孝允文書卷十五 (明治八年六月)

百六十一

(内務卿は當時大久保利通)

候に付政府一定之處は何卒貴下より御纏御答御願仕候以上

博文 様御内披

孝 允

(博文は伊藤博文)

一二八 石井省一郎宛書翰 明治八年六月廿五日

彌御清安大賀此事に御坐候さては引つゝき不一形御配意と奉存候さては
通路議案草稿御携千萬乍御苦勞明廿六日十字頃拙宅へ御光來被成下候得
は別々仕合申候先は爲其取急草々頓首

六月廿五日

尙々今日にも草案丈け御廻しに相成候得は別々仕合申候以上

石井 様御直

木 戸

(石井は石井省一郎)

一二九 石井省一郎宛書翰 明治八年六月廿五日

朶雲拜見仕候道路橋梁一件於政府御一決に至り候は、何卒早々御上木之

御運に相願度小生も寸暇無御坐候間得と拜見候事も出来不申候先刻申上
候通明日乍御苦勞烏渡御光來被成下候得は別々難有奉存候草々頓首

六月廿五日

佛國路制別冊はとめ置拜見仕度此段御聞置可被下候以上

石井 様御答

木 戸

(石井は石井省一郎)

一三〇 石井省一郎宛短翰 明治八年六月廿七日

朶雲拜見い曲承知仕候草々頓首

六月廿七日

石井 様御答

木 戸

(石井は石井省一郎)

一三一 伊藤博文宛書翰 明治八年六月廿七日

道路橋梁之議案は今日結局に至可申と被相考申候付は明日之議案何分

木戸孝允文書卷十五 (明治八年六月)